

JASM The Japanese Association of
Social Welfare Management

日本社会福祉 マネジメント学会誌

Journal of Social Welfare
Management

2025 **Vol. 5**

Journal of Social Welfare Management vol.5

Childcare Workers' Perceptions of
Maltreatment and Related Factors in Daycare
Settings: Consideration Including of
Involvements for Building Relationships of
Trust with Children

Ken Ota, Joe Sadamatsu

Mothers' Experiences of Participation in
Sports Extracurricular Activities for Children
with Special Needs

Yumiko Iume, Masato Miyoshi,
Etsuko Togo, Megumi M. Ohashi

Management Required when Providing
Bathing Assistance with Division of Labour
Assistance Conditions for Reducing the Time
Taken by the Division of Labour Assistance

Hiroyuki Morita, Tomoyuki Ohno

目 次

【原 著】	保育者が認識する保育現場におけるマルトリートメントと関連要因 -子どもとの信頼関係の構築のための関わりも含めた検討-	4
	太田 研 貞松 成	
	特別な支援が必要な子どものスポーツの 習い事参加に関する母親の体験	19
	井梅 由美子 三好 真人 藤後 悦子 大橋 恵	
【事例報告】	分業介助で入浴介助を行う際に求められるマネジメント -分業介助が持つ時間を短縮するための条件から-	31
	森田 裕之 大野 倫由	
	論文投稿について	42

CONTENTS

Original Articles	Childcare Workers' Perceptions of Maltreatment and Related Factors in Daycare Settings: Consideration Including of Involvements for Building Relationships of Trust with Children	4
	Ken Ota, Joe Sadamatsu	
	Mothers' Experiences of Participation in Sports Extracurricular Activities for Children with Special Needs	19
	Yumiko Iume, Masato Miyoshi, Etsuko Togo, Megumi M. Ohashi	
Case Study	Management Required when Providing Bathing Assistance with Division of Labour Assistance Conditions for Reducing the Time Taken by the Division of Labour Assistance	31
	Hiroyuki Morita, Tomoyuki Ohno	

社会福祉サービスの「量」から「質」の転換へ

一般社団法人日本社会福祉マネジメント学会
(The Japanese Association of Social Welfare
Management : JASM) の学会紀要である『日
本社会福祉マネジメント学会誌』の第5号をお
届けいたします。本学会は、子ども家庭分野・
障害分野・高齢分野などの領域を越境しつつ、
保育・介護・教育・保健医療などの幅広い分野
からもたらされた知見を学際的に融合して、社
会福祉にかかわる様々な実践の知のプラット
フォームとなることを通じて、あらゆる人々に
とってのウェルビーイング (Well-being) の質の
向上に寄与することを目的に活動しています。

2023年4月にこども家庭庁が創設され、矢継
ぎ早に新たなこども施策が打ち出されてきたの
は周知のとおりですが、2024年12月には三原こ
ども政策担当大臣は、「地域の課題に応じた
サービス提供体制の確保や、すべての子育て家
庭を支援する取り組みなどをすすめ、全国どこ
でも質の高いサービスが受けられる社会を実現
したい」と述べ、「量から質へ」の政策の転換
を宣言しました。これまで、こども施策におい
ては、保育所のみならず、放課後の居場所や児
童発達支援においても、サービスの供給不足に
よる「待機児童問題」に悩まされ、量の確保の
ための政策が優先される傾向にありました。障
害者や高齢者の領域においても、長年にわた
り、同様の課題を抱えてきたと言えるのではな
いでしょうか。

すべての子どもと大人における暮らしと学び
の質の向上に貢献することをめざす本学会誌で
は、今回お届けする第5号において、新たな知
見をもたらす3本の論考が掲載されました。い
ずれの論文も、時代の変化に伴走しつつ、多彩
な理論や方法論を駆使して、目には見えづらい
「質」の可視化に挑んでいます。残念ながら、
今回は掲載を見送られた論考についても、貴重
な示唆が含まれており、さらなる精錬を経て社
会発信されることが期待できるものでした。

日本社会福祉マネジメント学会では、学会誌
だけでなく、毎年11月に開催される研究大会、
様々な分野の第一人者による教育セミナーな
ど、実践者と研究者とが領域を超えて学びあ
うための場を、数多く設けています。社会福祉
マネジメントにかかわる人々が気軽につどい、
交流することで、日常的な生活のいとなみを支
える実践へとつながっていくことを願っています。

二宮 祐子



【 原 著 】

保育者が認識する保育現場における
マルトリートメントと関連要因
— 子どもとの信頼関係の構築のための関わりも含めた検討 —

Childcare Workers' Perceptions of Maltreatment and Related Factors
in Daycare Settings: Consideration Including of Involvements for
Building Relationships of Trust with Children

太田 研
Ken OTA

山梨県立大学 人間福祉学部
Faculty of Human and Social Services,
Yamanashi Prefectural University

貞松 成
Joe SADAMATSU

AIAIグループ株式会社
AIAI Group Corporation

キーワード

保育者 マルトリートメント リスク要因 予防要因 保育者と子どもの関係性
Childcare Workers / Maltreatment / Risk Factors / Preventive Factors /
Childcare worker - Child Relationships

要 旨

本研究では、保育現場におけるマルトリートメントについて保育者が認識する関連要因、及びマルトリートメントをしたことがある保育者が信頼関係を構築するために心がけている関わりを探索的に検討することを目的とした。経験年数の異なる6名の保育者を2グループに分け、フォーカス・グループ・インタビューを実施し、保育者の語りを質的に分析した。その結果、マルトリートメントに関する概念的カテゴリーとして【認知したマルトリートメント】【マルトリートメントのリスク要因】【保育者の予防要因】【組織の予防要因】を抽出した。信頼関係の構築に関するカテゴリーでは【基本的態度と関わり】【一人ひとりとの情緒応答的な関わり】【社会情動的発達】【保護者からの信頼】を抽出した。マルトリートメントの認知に関する語りが多いグループでは、保育者と組織の予防要因の語りが少ない。信頼関係の構築に関するカテゴリーは、グループ間で共通していた。保育者は関係構築に向けて一人ひとりに応答的な関わりを意識しているものの、予防要因の機能不全や複数のリスクが複合することでマルトリートメントが生じ得るととらえていた。

The purpose of this study was to explore the factors related to maltreatment in daycare settings as perceived by childcare workers, and the involvement that childcare workers who had engaged in maltreatment were aware of to build trusting relationships with children. Six childcare workers were divided into two groups according to their years of experience, and focus group interviews were conducted. The narratives were then qualitatively analyzed. Consequently, we generated the following conceptual categories related to maltreatment: “perceived maltreatment,” “risk factors for maltreatment,” “preventive factors in childcare workers,” and “organizational preventive factors”. We also generated the following categories related to building trusting relationships: “basic attitudes and involvement,” “emotionally responsive involvement with each child,” “social and emotional development,” and “trust from parents”. In the group with many narratives about the perception of maltreatment, there were few narratives about the prevention factors of childcare workers and organizations. Categories related to the building trusting relationships were common to both groups. Although childcare workers were aware of their responsive involvement with each child in building trusting relationships, they did not rule out the possibility of maltreatment due to dysfunctional preventive factors or a combination of multiple risks.

1. 序文

1. 保育現場におけるマルトリートメントの実態

近年、不適切な保育が報告されている。不適切な保育とは「保育所での保育士等による子どもへの関わりについて、保育所保育指針に示す子どもの人権・人格の尊重の観点に照らし、改善を要すると判断される行為」¹⁾であり、全国保育士会²⁾が作成した5類型(①子ども一人ひとりの人格を尊重しない関わり、②物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉がけ、③罰を与える・乱暴な関わり、④一人ひとりの子どもの育ちや家庭環境を考慮しない関わり、⑤差別的な関わり)が行為の類型として示されている。

この定義に対して、こども家庭庁³⁾は全国保育士会の類型には不適切とまではいえないものもあるとして、虐待等、虐待等が疑われる事案(不適切な保育)、子どもの人権擁護の観点から望ましくない関わりという3つの水準を提唱した。この考えは、マルトリートメントの概念に類似する。友田⁴⁾はマルトリートメントにつ

いて、虐待やネグレクトの他に、怒鳴ったり、気分態度を変えたり、コミュニケーションの機会を奪う行為など、子どもに有害となる不適切な行為を含めている。本研究では人権擁護の観点から望ましくない関わりも含めることで、不適切な保育や虐待等の未然防止につながる要因を検討できると考えるため、不適切な保育、虐待等を含めて、マルトリートメントとして広く扱う。

子どもは親権の有無や生活場面に関わらず、大人と同様に権利を有する個人として、身体的・心理的な侵害などのあらゆる暴力から保護されなければならない。そればかりか、子どもにとって保育者は、人生の初期に家庭以外の場面で出会う特別な存在である。保育者の受容的な関わりのおかげで、子どもは安心と信頼をよりどころに主体的に環境に関わり、探索活動を行うためのエネルギーと注意力を注ぐ⁵⁾(注1)。保育者との信頼関係は、養育者以外の大人との関係の内的なイメージを形成し、就学後の教師との対人関係⁶⁾や学業成績⁷⁾に影響する。一方、保

育者からのからかいや怒鳴り、脅迫等のマルトリートメントによる保育者との対立関係⁸⁾は、就学後の学習習慣の低下や逸脱行動を予測する⁹⁾ため、未然防止につながる対策の検討は急務であると考えられる。

子ども家庭庁・文部科学省¹⁰⁾が都道府県及び市町村に実施した調査では、2022年度に保育所にて931件の不適切な保育が確認された。全国保育士会の5類型に基づくと、一人ひとりの人格を尊重しない関わりが42.3%と最も多く、物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉かけが36.8%と続いた。同調査の保育所調査では、19,603件の不適切な保育が確認された。自治体の回答と同様の項目が上位2項目であった。

大西・大西¹¹⁾の調査においても、子ども一人ひとりの人格を尊重しない関わりが最も多く、他の類型と重複することが多かった。この結果について、保育所保育指針の保育所の役割や社会的責任に明記されているように、子どもの人権への配慮と人格の尊重は保育の基盤であるため、概念的に他の行為を包括すると考えられている¹¹⁾。子どもの人権と人格の尊重のためには、子どもの人権擁護の知識のみでは不十分であり、高い倫理観と子どもの理解に基づく保育の技術が不可欠とされている¹²⁾。

2. 保育におけるマルトリートメントの関連要因に関する先行研究

マルトリートメントは、保育者の高い倫理観と子ども理解に基づく保育技術といった個人要因のみならず、複合的な要因によって生じると考えられている。日本行動分析学会¹³⁾によれば、マルトリートメントの一例である体罰は行為者の性格や能力の問題のみではなく、体罰により行動が一時的・即時的に抑制されるため、早く指導の成果を出すような圧力がかかっている場面などで生じやすい。

保育における身体的・性的・宗教的儀式虐待の先行研究を展望したSchumacher & Carlson¹⁴⁾

は、マルトリートメントの関連要因として、①施設要因（集団の人数、職員の少なさ、人員が少ない時間帯、子どもと1対1の時間帯等）、②保育者要因（仕事への低い満足感、仕事の不明確さ、発達に適した保育の教育不足、通告の認識やストレス対処の知識の乏しさ等）、③保護者要因（体罰の許容、虐待の兆候と症状の知識の乏しさ、保育への関与の低さ、誰もが加害者になることの認識の乏しさ等）、④子ども要因（表出言語の制約、断る能力、低年齢等）をあげているように、保育者の個人要因のみならず保育者を取り巻く環境要因も関わっている。

Schumacher & Carlson¹⁴⁾の展望から20年以上が経ち、Talmonら¹⁵⁾が実証データを扱った25件の研究論文を展望したところ、最も多い研究テーマが保育現場において虐待を受けた子どもや保護者の心理的な予後であり、関連要因を扱った研究は5件であった。保育所やベビーシッターによる一時保育などの広範な保育におけるリスクとして、加害者の性別や家庭保育という閉鎖的環境¹⁶⁾、アルコールや薬物乱用等の精神衛生の問題¹⁷⁾、体罰に対する保育者の認識¹⁸⁾などが指摘されている。なかでも、Khoury-Kassabriら¹⁸⁾が行った質問紙調査では、体罰を支持する態度やイスラム教の信仰心の強さが体罰を行う可能性と有意に関連していた。特に、集団の利益と調和を重視し、体罰をしつけとして正当化する誤った宗教的信念が体罰を支持する態度に影響するという。

我が国では、親などによる体罰禁止が法定化される前ではあるが、幼児への体罰の賛否について、回答者の約半数の保育者・教師が学校教育法で禁止されているにも関わらず、命に危険のある場合や相手の痛みを知るために親として手をあげることを容認していた¹⁹⁾。個人外の関連要因についても、我が国で報告が始まっている。植村・松岡²⁰⁾は、保育者に質問紙調査を行った結果、職場における情報共有や園長等のリーダーシップの発揮など、チームワーク得点

が高いほど、身体的攻撃の行為や認知頻度は低かった。

以上のように、保育におけるマルトリートメントの定義や種別、発生数、関連要因について調べられているものの、研究知見が十分とは言い難い。特に、以下の2点が課題として残っていると考える。第1に、保育におけるマルトリートメントのリスク要因を調べた研究では、研究者があらかじめ関連変数について仮説を設定した質問紙調査であるため、保育者が認識するリスク要因を広く調査できていない可能性がある。親も含めて養育に関わる保育者の体罰禁止が法定化された現在、子どもの人権を侵害するマルトリートメントの関連要因について、保育者はどのように認識しているのだろうか。第1の研究上の問いにアプローチするために、本研究ではフォーカス・グループ・インタビュー（以下、FGI）に注目した。FGIは、研究者が設定したテーマについて比較的同質の集団の相互作用を通してデータを収集するディスカッション形式の調査方法である²¹⁾。集団内の相互作用によって、個別インタビューでは表れにくい意見が生み出されると考え採用した。

第2の課題として、先行研究ではマルトリートメントが独立した現象として扱われており、子どもの最善の利益を図る保育のいとなみのなかで生じている現象として調査されているとは言い難い。保育者は一人ひとりの気持ちを理解しようとする「把握的関わり」と笑顔やスキンシップなど親しみをもった「親和的関わり」等、多様な関わりを通して信頼関係を築こうとしている²²⁾。3歳以上の保育環境を評定するECERS-3²³⁾には、子どもとの相互関係について、肯定的なやりとりや情緒への応答の他、意見を聴くことや感謝することなどの尊重する関わり、子どもの気持ちに応じて活動を変えることが望ましい関わりとして記されている。

保育者の関わりに焦点をあてるSSTEW²⁴⁾では、ECERS-3²³⁾の関わりに加え、きまりの大切

さの説明と守れたときの賞賛、主体的に遊べる環境構成や保育計画への子どもの参加等が望ましい指標になっている。ECERS-3²³⁾、SSTEW²⁴⁾の両スケールにおいて、子どもを無視することやあざけ笑う等、子どもの感情に応答的でないことを不適切な関わりと示している。このように、マルトリートメントは子どもとの信頼関係を構築し、情緒的な安心につながる関わりとは対極的な関わりである。マルトリートメントをしたことがある保育者は、子どもとの信頼関係を構築するためにどのような関わりを心がけているだろうか。第2の問いを探究するために、本研究ではマルトリートメントの関連要因のみならず、信頼関係を構築する関わりについても聴取することとした。

II. 目的

本研究では、保育現場におけるマルトリートメントについて保育者が認識する関連要因、及びマルトリートメントをしたことがある保育者が信頼関係を構築するために心がけている関わりを探索的に検討することを目的とした。信頼関係を構築する関わりを調べた上村²⁵⁾は、信頼関係の深化や希薄化には、園の業務量や職員関係といった環境要因が個人要因と重層的に影響しており、経験の少ない保育者には、個人の努力のみならず、職場環境を整える必要があることを指摘している。そこで、年代や経験年数の異なる保育者を対象に、FGIを実施し、各グループの話題に特殊性が認められるかも検討することとした。

III. 方法

1. 参加者

同一法人が運営する保育所に勤務する保育士6名であった。地域の偏在性を少なくするため、関東圏及び関西圏の保育所から参加者を

表1 研究参加者の属性情報

Info.	グループ	性別	年代	勤務年数	前職経験*	現在の役職
A	1	女	60代	4年10ヶ月	幼：11年5ヶ月 保：5年7ヶ月	2歳・3歳児担任
B	1	女	30代	8年6ヶ月	幼：3年6ヶ月	主任保育士
C	1	女	50代	7年10ヶ月	幼：9年0ヶ月	フリー保育士
D	2	男	40代	5年2ヶ月	保：14年6ヶ月	4歳・5歳児担任
E	2	女	30代	6年1ヶ月	幼：4年0ヶ月	5歳児担任
F	2	女	20代	4年3ヶ月	なし	3歳児担任

*幼は幼稚園、保は保育所での経験を表す

募った。参加者の条件については、子どもとの信頼関係の構築や喪失について関心があること、現在の保育所での勤務歴が3年以上あることとした。信頼関係の構築や喪失に関する経験を語ってもらう必要があったため、中堅職員以上を対象にした。経験年数や役職をもとに最終的な参加者を選定し、表1の保育士が本研究に同意した。

2. 倫理的配慮

参加者の募集にあたり、研究目的、参加者の条件、参加は自由意志に基づくものであること等を記した研究依頼の概要を保育所に配布した。参加希望のあった保育者に、概要に記された項目の詳細に加えて、研究参加による利益、予想されるリスクと対策、取得する個人情報の種類と破棄の方法などを記した説明文書をもとに、第1著者が遠隔通信により説明し、参加者から書面にて同意を得た。本研究は山梨県立大学人間福祉学部研究倫理委員会の承認を得ている（承認番号：梨県人倫2023-4）。

3. インタビュー方法

2023年に約2時間のFGIを遠隔通信にて実施した。議論が活発になるように、異なる保育所でグループを構成し、経験年数や役割に応じて2つのグループを構成した。グループ1は、全員

が前職の経験年数も合わせると10年以上の経験を有していた。主任やフリー保育士は担任を持たずにサポートを行い、2歳・3歳児担任は複数で担任をしていた。グループ2は、経験年数の幅は広いが、グループ1よりも年数の短い保育者が多く、全員が3歳児以上を担任していた。各グループのインタビューは別日に1回ずつ行った。

FGIのグループ数や回数について様々な提案がなされているが、1つのFGIで60%程度のコードが抽出され、2つのFGIで80%程度が抽出されることが示されている^{26) 27)}。さらに、本研究ではマルトリートメントをした認識がある保育者の信頼関係構築に向けた関わりについて、グループの特殊性を検討することを目的としていた。結果にて後述するように、2グループ目のFGIにおいて、マルトリートメントをした認識についてグループ間の特殊性が見られた。そのため、2つのグループのFGIを分析対象とした。

第1著者がインタビューの進行を担った。主な議論の項目は、①子どもとの信頼関係構築のために意識していること、②信頼関係の構築を感じる時、③信頼関係を喪失する不適切な関わりをした、又は見た経験、④不適切な関わり理由、又は考えられる理由であった。参加者同士の活発な議論を促進するためにも、信頼関係の構築に関する議論を最初に行った。

4. 分析方法

発話をテキストデータに起こし、質的データ分析法²⁸⁾により分析した。FGIは集団で議論するため、個々の参加者の語りが相互作用の影響を受ける。個々の参加者の語りに関する文書セグメントをコーディングして分析をする際に、常に元の文脈を確認する必要があるため、文書セグメントの持つオリジナルの文脈を重視する本分析法が適していると考えた。

コーディングにあたり、マルトリートメントと信頼関係を構築する関わりについて意味をなす文書をセグメントとして切り出した。セグメントに対して、出来事や発言・行為、その意図について読み込みながら、参加者の語りの意味世界に基づいて帰納的にオープン・コーディングをした。次に、オープン・コーディングを比較検討し、より抽象度の高い概念に置き換える焦点的コーディングを行った。焦点的コーディングの際には、先行研究から得られた知見を参考に、研究者コミュニティの意味世界を考慮した。そして、焦点的コードから概念的カテゴリーを付与した。参加者の意味世界を反映しているか確認するために、第2著者が保育現場のコミュニティの立場から妥当性を検討した。

概念モデルの構築のために、コード同士の関係を分析した。焦点的コードを縦列、個々のグループのコード数を横列に指定し、コード・マトリックスを作成し、グループ間を比較した。分析にはNVivo 14を用いた。

IV. 結果

1. 生成された概念的カテゴリー

(1) マルトリートメントに関するカテゴリー

マルトリートメントに関する参加者の語りは、176のセグメントに分割された。各セグメントに対してコーディングを行った結果、33のオープン・コード（以下、〈 〉）、13の焦点的コード（以下、[]）、4つの概念的カテゴリー

（以下、【 】）を抽出した。マルトリートメントに関連する要因として、保育者はマルトリートメントの発生可能性を高めるリスク要因のみならず、発生を未然に防止する予防要因についても語っていた。各カテゴリーの一覧を表2に記した。以下に、概念的カテゴリーの構成要素を説明する。

【認知したマルトリートメント】は、子どもが〈粗末にされたと感じる言動〉〈傾聴を感じない言動〉のように[子どもの人権を軽視]した行為、〈発達機会を奪う環境制約〉〈発達段階に不適切な制限〉といった[発達段階に不適切]な行為が報告された。ときには、子どもが〈恐れや否定を感じる言動〉〈負担や不安を感じる言動〉のように、子どもの心に傷を残すような[心理的動揺を喚起]する関わりが生じていた。

【マルトリートメントのリスク要因】が複数、重なることでリスクが高まることが語られた。その要因には、〈集団で保育する人数の多さ〉や〈対応することが多い〉など、特定の[状況的な要因]、子どもの〈限られた表出手段〉、子どもの行動や体調について〈予測しにくい不調〉などの[子どもの要因]があがった。保育者の保育〈計画への固執〉、子どもの個人差や興味関心などの〈実態にそぐわない願い〉等の保育のねらいや内容に関する要因の他、保育以外の〈ストレス等の複合〉、マルトリートメントを〈無意識的な行為〉として行う[保育者の要因]も語られた。

【保育者の予防要因】として、保育者が関わりを〈子どもの視点で振り返り〉、振り返りの視点を見直すために〈さまざまな経験や媒体を通じた振り返り〉が語られた。子どもの人権擁護に関する最新の動向を〈保育者として生涯学習〉しながら[保育を自己省察]していた。

表2 マルトリートメントに対する保育者の認識

概念的 カテゴリー	焦点的コード	オープン・コード	語りの例
認知した マルトリートメント	子どもの人権を軽視	粗末にされたと感じる言動	「誰々ちゃんの」って帽子をびゅって投げる姿とか時々見る(中略) でもその子にとっては、この帽子はすごく大事(B)
		傾聴を感じない言動	「夕方、何して遊ぶ？」って全体に聞いたときに(中略) 元気な子たちの声ばかり聞いてた(F)
	発達段階に不適切	発達機会を奪う環境制約	1歳児がおもちゃを投げてしまうとか、棚に登ってしまうとか、(中略) おもちゃ棚とかそういう環境自体を排除してしまう(D)
		発達段階に不適切な制限	履いて座って待っておこうね、ができないじゃないですか1歳、2歳って(中略) うろろうしたら怒られる(B)
	心理的動揺を喚起	恐れや否定を感じる言動	おもつのままずっと座って待ってる子に対して、「なんでズボンはいてないの？」って声を荒げる(F)/みんなで動く、待つとかがあったので「なんで勝手にワークを開いてるの？」とか(E)
		負担や不安を感じる言動	1人だけ裏のページがまだ終わらない子がいて(中略) パートの先生がいたので、「先生と一緒にこの裏だけやったらおいでね、みんなは準備があるから先行くね」って(A)
マルトリートメントの リスク要因	状況的な要因	集団で保育する人数の多さ	乳児って1歳、2歳だと6人に1人の保育士(中略) 最初に靴下を履かせた子と最後の子だと3、4分の差がある(B)
		対応することが多い	やっぱり行事前ですかね。 作り物に追われたりとかもありますよね(B) / 夕方の合同保育のときとくに、保護者対応があったり、選番業務で回らなきゃいけなかったりとか(F)
	子どもの要因	限られた表出手段	お腹空いてるんだとか泣き方で区別できるまでって、ちょっと時間がある(中略) 分からないまま関わっていると、子どももイライラして、こっちは気持ち的に余裕がなくなって(A)
		予測しにくい不調	すごく荒れてるみたいの日って重なりませんか。いつも荒れてない子が3人くらい、分からない行動をし始める(B)
	保育者の要因	計画への固執	この後こうだろうっていう流れが自分の中で固まってしまうと、それと違うことが起きたときに(D)
		実態にそぐわない願い	こちらは早く行ったほうが、いろんなことできるよって、先生の話も聞けるよって思うんですけど(B)
		ストレス等の複合	職場の人間関係が悪くなったとか、自分のプライベートでどうしようもないことが起きたり、保育者の数が少なくてとか、それが全部重なったときに(F)
		無意識的な行為	気付いてない人は、いつのどの行動ですかっていう言葉が返ってきたりするのと、本当に無意識に(B)
保育者の 予防要因	保育の自己省察	子どもの視点で振り返り	子どもの気持ちを考えてあげればよかったかなって、反省した(A) / 子どもがいい思いをしていない。不愉快な思いというか、泣いていたので、そこまでやる必要ない気がする(E)
		さまざまな経験や媒体を通した振り返り	ニュースで虐待問題とかが取り上げられるようになって、いろんなことが園にも周知されるように(A) / フリーになったからこそ、そういうところを見れたから気を付けないといけない(C)
		保育者として生涯学習	自分も変わらなければいけない。元の自分の考えを、どううまく生かして教えていけばいいかなって思ってやってます(C)
	保育者効力感	子どもの肯定的な理解	子どもが走り回ってたら心の中では危ないなって思うんですけど、元気だとか思ったり(E)
		計画の柔軟な変更	「ごめん、時間がなくなっちゃった」っていうことを伝えて、この後、どうしようかっていうことを一緒に考えたりとか(D)
		困難状況への対処スキル	声を荒げなくても「気分じゃなかった？」とか、「先生、手伝おうか」ってちょっと言い換えれば(F)
	最良の実践への見通し	保育の改善案	先輩にしかできないこともあるし、私だったらこうするなっていうのも足して、私なりにできるように考えて(F)
		望ましくない関わりの改善案	穏やかに子どもが思いを話せるような雰囲気の中で(中略) その子の言い分も含めた関わりをすればよかったんです(D)
	プライベートとの調和	職場外ストレスへの対処	プライベートで嫌なことがあっても仕事だからここからはもう切り替え(E)

組織の 予防要因	同僚との協働省察	保育全体の対話的省察	休憩時間に振り返って、こういう関わりどうだったのかなって思いながら一緒に同僚、先輩、園長にも聞いたりして(E)
		望ましくない関わり話し合い	こういうことがあったっていうのを周りも知ること、じゃあ私はこっちでこの子たちに靴下はかせますねとか、そういう言葉掛けも盛んになったかなと思います(D)
	同僚との協働実践	共通理解による関わり	みんなが協力ができ、他の先生たちも共有できて接することができるので、同じような気持ちで接してあげられるかな(A)
		多職種との協働	これを食べたらどういう栄養になるかとか、食育の先生、調理の先生に協力してもらって(C)
	心理的に安全な組織	職員の人権の尊重	なるべく皆の前では注意しないようにはしてます(B)/みんな個性が強いですよ(中略)一人ひとり個性が違うので(E)
		同僚との共感	勤めている園では、私が年代が上なので(中略)同じですって言うだけで、安心できました(A)
		対等なコミュニケーション	前の園のときはすごい厳しかった(中略)お話ししても口応えするとか(E)/ 全体から、相手とのやりとりを進んでしようとか、コミュニケーションを取ろうっていう動きはある(D)
		プライベートな悩みの相談	みんなでプライベートも話したりして、プライベートのこともいろいろ知ってるんで、家族みたいな感じですよ(E)
		自己モニタリングに基づく援助希求	体調が優れなくて子どもと思いきり一緒に遊べない日があったりすると、一緒に入ってくださる先生にリーダーを任せて私はサブに回って(F)

*「語りの例」の括弧内はインフォーマントを示す

〈困難状況への対処スキル〉を語り、〔保育者効力感〕の高さを感じさせる参加者もいた。

〈子どもを肯定的に理解〉し、予定通りに進まなかった〈計画の柔軟な変更〉を行い、子どもと共に生活や遊びを創り出していた。〔保育の自己省察〕をもとに、全体的な〈保育の改善案〉、〈望ましくない関わり改善案〉を考察することで〔最良の実践への見通し〕を持つことも予防要因に出現した。

【保育者の予防要因】に加え【組織の予防要因】が相互に影響することが語られた。上司を含む〔同僚との協働省察〕にて〈保育全体の対話的省察〉、〈望ましくない関わり話し合い〉をするなかで、保育実践を省察していた。協働省察を行うことで職員同士の〈共通理解による関わり〉が可能になり、保育士以外の〈多職種と連携〉することで〔同僚との協働実践〕につながる事が語られた。

協働省察は〔心理的に安全な組織〕において可能になる。互いが〈職員の人権を尊重〉し、悩みを〈同僚と共感〉する姿勢が必要になる。年齢や経験によらず〈対等なコミュニケーション〉がとれることで、保育者は〈プライベートな悩み

の相談〉をし、職場外ストレスに対処していた。心理的な安全性が高いほど、保育者が自己の心身の状態を見つめながら〈自己モニタリングに基づく援助希求〉をしやすいと認識されていた。

(2) 信頼関係の構築に向けた関わりのカテゴリー

信頼関係の構築に関する参加者の語りは、92のセグメントに分割された。コーディングを行った結果、17のオープン・コード（以下、〈 〉）、7つの焦点的コード（以下、[]）、4つの概念的カテゴリー（以下、【 】）を抽出した。保育者は子どもとの信頼関係を構築するために、全ての子どもが大切にされているという安心感をもてるように関わり、一人ひとりの情緒的な表出に応答することを日頃の保育において心がけていた。各カテゴリーの一覧を表3に記した。

【基本的態度と関わり】は、全ての子どもを対象に保育者が意識している態度とコミュニケーションである。保育者は、〔子どもを尊重〕し、〈子どもへの愛情〉が伝わるように工夫していた。〈子どもとの約束〉を守ることを意識し、発達する権利として〈遊ぶ権利の保障〉をしていた。〔肯定的コミュニケーション〕として、

表3 信頼関係の構築に向けた関わりに対する認識

概念的 カテゴリー	焦点的コード	オープン・コード	語りの例
基本的 態度と関わり	子どもを尊重	子どもへの愛情	あなたのことを大事に思っているんだってことは言葉とかで伝えていったほうがいいですよね(D)
		子どもとの約束	3歳児(中略)主張があったときは(中略)じゃあ明日これをやる時間を設けようねってお約束をして、次の日、絶対やって(F)
		遊ぶ権利の保障	一生懸命遊んで、その子の気持ちを早く知ってあげて、その気持ちに自分がかまうく乗ってあげる(C)
	肯定的 コミュニケーション	身体・言語的な関わり	必ず一部屋、朝に声掛けて、ご飯食べてるときに声掛けて(B) / スキンシップを取ることで子どもがすごく楽しんでくれる(A)
		積極的な傾聴	けんかになったときに、お互い意図があると思うんですけど、お互いの話をしっかり聞く、共感する(E)
一人ひとりとの 情緒応答的な関わり	信頼構築プロセス	時間をかけるゆとり	すぐに信頼関係ができる子と、やっぱり時間をかけて1年かけて信頼関係ができる子と(B)
		複数の関わり	抱っこしたからって信頼関係ができるわけでもない(B) / 一生懸命遊んであげようと思っているんなことやったんです(C)
		未満児への敏感性の継続	とにかくこの子は何を訴えてるのかっていうのを、本当に気付いてあげられるようにしなきゃっていうのを毎回やって(C)
	多様性の包摂	アクセスしやすい距離	気になる子と(中略)離れないというか、子どもたちから見て遠くない所にこの人いつもいるなっていう(D)
		多様な子ども理解	この子はこういうことが好きなんだ、お母さんのことが大好きなんだとか(中略)そういう周りのこととかも(A)
		要配慮児への個別支援	一対一でお話して、何がしたかったとか、ただのたわいもないお休みの日の話とかたくさんして、お部屋に帰ろうって(F)
		アタッチメント行動	ちょっと出ていったら泣いたりとか、そういうのを見て、信頼関係できてるのかな(E)
社会情動的 発達	安全基地としての 保育者	保育者との情動調整	お昼寝をして、起きて泣いてしまったときにも、抱っこすることですごく安心してくれて、また眠りについた(A)
		子どもからの援助希求	この人は信頼できるとか(中略)気持ちを持って、困りごととかどうにかしてくれっていう要望を伝えてきて(D)
	子どもとの相互交流	重要な存在としての認識	もう担任じゃないんですけど、「おはよう」って言う前に私の顔見たらすぐ来てくれて(E)
		保育者の願いの理解	子どもがどんだん段取りをやってくれたときに、やはり私の気持ちを分かってくれて、自分たちもこういうのやりたいっていうのを言ってくれて(C)
		保護者の安心	子どもたちが家で、先生がこんなことを話してくれてうれしかったということを、保護者の方に教えていただいた(D)

*「語りの例」の括弧内はインフォーマントを示す

スキンシップや温かい言葉かけなどの〈身体・言語的な関わり〉を行い、子どもからの言語・非言語メッセージを〈積極的な傾聴〉により共感していた。

保育者は【基本的態度と関わり】を基に、【一人ひとりとの情緒応答的な関わり】を意識していた。子どもの特性に応じて〈時間をかけるゆとり〉を持ち、スキンシップや遊びなど〈複数の関わり〉を心がけていた。非言語メッセージの多い〈未満児への敏感性の継続〉を通して、

【信頼構築プロセス】に配慮していた。また、特別な配慮を必要とする場合、子どもが探索しながらも保育者に〈アクセスしやすい距離〉を保ち、特性や環境も含めた〈多様な子どもの理解〉に努めていた。情緒的な混乱が生じた際は、安定を図るために〈要配慮児への個別支援〉をすることで【多様性の包摂】を意識していた。

保育者は子どもとの信頼関係が【社会情動的発達】につながると認識していた。子どもは【安全基地としての保育者】を認識し、保育者が

離れると〈アタッチメント行動〉を示し、不安を感じた際に〈保育者との情動調整〉を図っていた。運動や言語発達が進むと、信頼できる保育者に〈子どもから援助希求〉をし、〈重要な存在として認識〉して自発的に関わっていた。子どもが〈保育者の願いを理解〉したと感じたとき、保育者は〔子どもとの相互交流〕を実感していた。子どもが保育者を信頼している姿が〈保護者に伝わる〉ことで、〔保護者の安心〕をもたらし、【保護者からの信頼】につながると認識していた。

2. グループごとのコード・マトリックス

各グループのコード数を要約したコード・マトリックスを表4に示した。マルトリートメントに関する焦点的コードの出現割合をグループごとに算出した。出現割合の段階を5%ごとに区切った際、マルトリートメントに関する概念的カテゴリーでは、全てのカテゴリーにおいてグループ間で1段階異なる焦点的コードが見られたが、信頼関係の構築に関する概念的カテゴリーではグループ間で同一の段階、もしくは隣接する段階であった。

グループで特殊性が認められたコードとして【認知したマルトリートメント】は、グループ1で多く言及された。なかでも、〔心理的動揺を喚起〕する関わりは、グループ1の参加者が、活動がゆっくりな子どもに対して保育者の基準で集団の利益を重視する言葉をかけ、不安にさせたことを反省していた。一方、グループ2の参加者は、子どもの話を十分に聴けなかったことが語られた。生活動作を習得中の子どもの失敗や一斉活動で説明前に活動を始めた子どもを責めるような〔心理的動揺を喚起〕する関わりや、感覚運動期の子どもが物を投げるという理由で代替物を用意することなく玩具を撤去するような〔発達段階に不適切〕な関わりについては、職場で見聞きした経験が報告された。

【マルトリートメントのリスク要因】も、グループ1

において多く語られた。特に、〔子どもの要因〕はグループ1のみに出現した。3歳未満児の泣きや不明瞭な言葉による〈限られた表出手段〉、子どもの嘔吐や落ち着かない行動が複数生じるなど〈予測しにくい不調〉から構成されていた。〔保育者の要因〕では、グループ1は先述の〔心理的動揺を喚起〕する関わりの原因として、〈計画への固執〉や子どもの〈実態にそぐわない願い〉、以前は問題とされにくかったことを〈無意識的な行為〉として行っていることを語っていた。

【保育者の予防要因】では、特殊性は〔保育者効力感〕〔最良の実践への見通し〕で認められた。グループ2は、過去に望ましくない関わりをした状況や時間的に切迫した状況における具体的な対処について言及していた。【組織の予防要因】としてグループ2は、〔心理的に安全な組織〕において、上司や同期など〔同僚との協働省察〕を行っていることを語っていた。一方、グループ1は若手保育者が心理的な安全性を感じられるように留意していることを述べていた。特に、60代のA、50代のCは、インタビューにおいてベテランとしての悩みを共感し合えたことの安心について言及していた。

V. 考察

1. マルトリートメントの関連要因

本研究の1つ目の目的は、保育現場におけるマルトリートメントについて保育者が認識する関連要因を経験年数も考慮して検討することであった。マルトリートメントに関連する要因として、両グループに出現したカテゴリーは保育者の要因である。保育者が子どもの実態にそぐわない願いをもって関わることや、以前は問題とされていなかったことが習慣化していること、望ましくないことに気づいていないことが語られた。特に、経験年数の長いグループ1では、保育者の要因が多く語られた。Khoury-Kassabri

表4 マルトリートメントと信頼関係構築のコード・マトリックス

概念的カテゴリー	焦点的コード	コード数(出現割合*)		
		グループ1	グループ2	
マルトリートメント	認知したマルトリートメント	子どもの人権を軽視	7 (5.7%)	4 (3.3%)
		心理的動揺を喚起	13 (10.7%)	5 (4.1%)
		発達段階に不適切	1 (0.8%)	4 (3.3%)
	マルトリートメントのリスク要因	状況的な要因	5 (4.1%)	6 (5.0%)
		子どもの要因	8 (6.6%)	0 (0.0%)
		保育者の要因	12 (9.8%)	5 (4.1%)
	保育者の予防要因	保育の自己省察	15 (12.3%)	5 (4.1%)
		保育者効力感	0 (0.0%)	13 (10.7%)
		最良の実践への見通し	2 (1.6%)	10 (8.3%)
		プライベートとの調和	0 (0.0%)	3 (2.5%)
	組織の予防要因	同僚との協働省察	6 (4.9%)	10 (8.3%)
		同僚との協働実践	8 (6.6%)	3 (2.5%)
		心理的に安全な組織	5 (4.1%)	16 (13.2%)
	信頼関係構築	基本的態度と関わり	子どもを尊重	6 (4.9%)
肯定的コミュニケーション			9 (7.4%)	9 (7.4%)
一人ひとりとの情緒応答的な関わり		信頼構築プロセス	9 (7.4%)	1 (0.8%)
		多様性の包摂	5 (4.1%)	7 (5.8%)
社会情動的発達		安全基地としての保育者	3 (2.5%)	7 (5.8%)
		子どもとの相互交流	6 (4.9%)	6 (5.0%)
保護者からの信頼		保護者の安心	2 (1.6%)	1 (0.8%)

*出現割合の段階：無 0%, 低 ~5%, 中 ~10%, 高 10%~

ら¹⁸⁾によれば、長年の経験を持つ保育者のなかには、多くの業務や責任が重なり慢性的なストレスの影響で燃え尽き、体罰以外の方法を試すことをあきらめることがあるという。

本研究では燃え尽きている状態を評価していないが、グループ1の参加者は年齢や経験が長い職員から構成された。予防要因では、個人で最新の動向を入手し、自ら省察する語りが多く、職場の同僚との省察、心理的に安全な組織に関する語りは少なかった。また、50代、60代の参加者がベテラン同士で共感し合う機会の少なさを語っていたことから、保育の悩みを個人の努力で解決しようとする傾向や、人権擁護の観点から客観的に自身の関わりを振り返ることが物理的・心理的に制約されている可能性がある。

一方、グループ2では経験年数等に関係なく安心して対話できる組織において、日常的に望ましくない関わりを相談しながら振り返ることを話題にあげていた。グループ2で出現した語りからは、心理的に安全な組織のために管理職や主任等の役職が職員を先導するよりも、一人ひとりの保育者が意見を表明しやすい職場の風土をつくり、全員が自己を発揮できるようにしていることが示唆された。

保育所保育指針解説には、保育所の社会的責任として「子どもの人権に配慮した保育となっているか、常に全職員で確認することが必要である」と記されている。子どもの人権擁護に関する高い倫理観と子どもの理解に基づく保育技術の習得¹²⁾のためには、養成から採用後も持続

的に向上できるような人材育成が求められる。越中¹⁹⁾の調査では、幼児に対する親の体罰についての意見交換後に体罰を容認する態度に変化した保育者もいたため、子どもの人権擁護という方向性を常に確認しながら話し合うことが欠かせないだろう。

グループ間で特殊性が認められたカテゴリーは、子どものリスク要因であった。経験年数が長く、子どもの心理的な動揺を喚起した経験を語ったグループ1にて出現したが、グループ2では出現しなかった。子どものリスク要因の出現について、保育者効力感に注目する。保育者効力感とは子どものリスク要因とは逆に、グループ2において出現した。保育中に計画変更の必要が生じた際に子どもの意見を聴いて柔軟に対応することや、不測の出来事も子どもと一緒に考えながら対処することが語られたように、予測困難な状態に対処できる見込みの高さがうかがえた。

三木・桜井²⁹⁾は、保育者効力感を「保育場面において子どもの発達に望ましい変化をもたらすことができるであろう保育的行為をとることができる信念」と定義している。保育者効力感に影響する要因を調べた池田・大川³⁰⁾によれば、能力に対する自己評価や専門職としての誇り、子どもや保護者との信頼関係が保育者効力感に影響する。信頼関係を築けたと感じるとき、保育者は専門職としての成長や充実を感じる傾向があり³¹⁾、信頼関係につながる多様な関わりと不測の事態への対処技能は効力感と関わっていると考えられる。保育者は経験を積むにつれて、初任者指導や子育て支援、園内の組織体制等の責任の重みが増していく。保育者効力感の維持や向上に影響する認知特性や知識・技能などの個人要因、職場の環境要因を特定し、これらの要因に働きかけることが望ましい関わりに影響するのか、今後の検証が必要である。

ただし、効力感と体罰の可能性に関する認識の関連は、小学校教師への調査³²⁾とは異なり、保育者では有意な関連が認められていない¹⁸⁾。

保育者と小学校教師の違いについて、就学前施設では他の学校種よりも保育者が子どもの実態や経験に基づいてカリキュラムを自律的に編成できることや保護者のサポートが得られやすいことが考えられている¹⁸⁾。よって、今後の研究では保育者の主体性や保護者からの期待・サポート、社会的な評価等も含めて調査することが期待される。

さらに、両グループからはSchumacher& Carlson¹⁴⁾が整理した施設要因と類似して、保育する人数や対応することの多さなどの状況的な要因が出現した。我が国では保育士の配置基準が見直され、今後は「こども誰でも通園制度」の全国実施が予定されており、保育人材の確保は一層、課題となる。国や行政、養成施設、法人、地域等が子どもの人権擁護の観点から保育人材の体制基盤を整えることも求められる。

2. マルトリートメントと信頼関係の構築に向けた関わり

本研究の2つ目の目的は、マルトリートメントをしたことがある保育者が信頼関係を構築するため心がけている関わりを調査することであった。本研究のほとんどの参加者は信頼関係の構築のために、子どものニーズや特性に応じて複数の関わりを意識しているものの、人権擁護の観点から望ましくない関わりをしたことがあった。興味深いことに、グループ1では全員が心理的動揺を喚起する関わりを有しており、マルトリートメントの認知に関する話題がグループ2よりも多く挙がったものの、信頼関係の構築のための工夫については、グループ2と共通したカテゴリーが出現した。

グループ1、グループ2ともに、信頼関係を構築する際に、子どもへの温かい言葉かけやスキンシップ、傾聴、約束を守ることを意識していた。子どもの情緒や特性に応じて、情緒的に安定しているときに子どもが好む時間を共有し、保育者にアクセスしやすい距離をとるなど、複数

の関わりを実践していた。これらの関わりは、ECERS-3²³⁾の保育者と子どもとのやりとり、SSTEW²⁴⁾の社会情緒的な安定・安心の項目において望ましい関わりとして示されており、本研究の参加者も共通認識をしていた。また、岡本²²⁾が整理した子どもの気持ちを理解しようとする「把握的関わり」、親しみをもった「親和的関わり」とも類似する。

ただし、SSTEW²⁴⁾に記されているような、子どもの自己制御を促す関わりや主体的に遊べる環境構成、保育計画への子どもの参加等は、参加者から語られなかった。埋橋³³⁾が紹介するように、SSTEWにはECERS-3よりも保育者の関わりが多く含まれており、カリキュラムや指導計画、評価等の広範な関わりが取り入れられているため、自由な回答を求めるインタビューでは表出されにくかったと考えられる。

また、Thi³⁴⁾がアジア・オセアニアの保育実践の映像を基に評価スケールの高得点の項目を抽出したところ、ECERS-3では保育者と子どもとのやりとりに関する項目、SSTEWでは子どもの声を聴く項目と、子どものニーズや感情を表出しやすいようにする項目の割合が高かった。そのため、本研究にて抽出した「基本的態度と関わり」「一人ひとりとの情緒応答的な関わり」は、多くの保育者が最も意識的に実践していることが示唆される。

多くの保育者は子どもとの信頼関係の構築のために、一人ひとりの子どもが安心して情緒を表出できるような関わりを意識しているものの、先述のように複数の要因が交絡し、非意図的にマルトリートメントを行う危険性がある。保育現場におけるマルトリートメントを未然に防止するために、子どもの人権擁護の観点から望ましい保育のあり方を職員同士で対話し、実現に向けたアクションを実行することが求められる。

3. 本研究の限界

本研究には以下の限界がある。第1に、参加者

が行った経験を中心に聴取したため、回答が参加者の視点に偏った可能性がある。例えば、大西・大西¹²⁾は望ましくない関わりを聴取したところ、同僚の行為に関する報告がほとんどであり、全国保育士会の類型に加えて、ネグレクトに類する類型を生成した。そのため、目撃者が認識する関連要因を聴取することで、新たな要因が抽出される可能性がある。しかしながら、目撃者には気づくことのできない行為者本人の認識も未然防止には欠かせないと考えため、行為者と目撃者、さらには被害を受けた子どもや保護者といった総合的な観点から知見を深める必要がある。

第2に、グループ・インタビューでは、マルトリートメントが生じた詳細な文脈や感情状態について聴取できていない。グループ・インタビューの特性上、他者からの評価を気にして詳細な文脈や感情状態の語りが抑制された可能性がある。グループ内の発言者の影響を受けて、発言が方向づけられたことが否めない。マルトリートメントの未然防止のための取り組みを強化するには、リスク要因と予防要因について個々の事例を詳細に把握し、保育の場における課題を抽出することが求められる。

第3に、保育者へのインタビューに限られていたため、回答は保育者が認識している事柄に限られていた。子どもの人権擁護の観点から改善を要する関わりについて、保育者が未だ気づいていない事柄もあることが予想される。子どもの人権擁護を専門とする第三者による観察研究も含めて、マルトリートメントの関連要因を調査することが望まれる。

文献

- 1) キャンサーズキャン(2021)「不適切な保育に関する対応について事業報告書」
<https://cancerscan.jp/wp-content/uploads/2021/06/f29e3e0d816930e18686ba5d0661bf32.pdf>(アクセス 2023年8月11日)
- 2) 全国保育士会(2017)「保育所・認定こども園等におけ

- る人権擁護のためのセルフチェックリスト:「子どもを尊重する保育」のために」
<https://www.z-hoikushikai.com/about/siryobox/book/checklist.pdf> (アクセス 2023 年 8 月 11 日)
- 3) こども家庭庁(2023)「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/13e273c2/20230512_policies_hoiku_3.pdf (アクセス 2023 年 8 月 11 日)
 - 4) 友田明美(2023)「虐待(マルトリートメント)が子どもの脳に及ぼす影響」『脳神経外科ジャーナル』32(6), pp.362-367
 - 5) Pianta, R. Washington DC: American Psychological Association, 1999. Enhancing Relationships Between Children and Teachers
 - 6) Howes, C., Hamilton, C., Philipsen, L. "Stability and Continuity of Child-Caregiver and Child-Peer Relationships", 69-2(1998): 418-426. Child Development
 - 7) Hamre, B., Hatfield, B., Pianta, R., et al. "Evidence for General and Domain-Specific Elements of Teacher-Child Interactions: Associations With Preschool Children's Development", 85-3(2014): 125-1274. Child Development
 - 8) Brendgen, M., Wanner, B., Vitaro, F., et al. "Verbal Abuse by the Teacher During Childhood and Academic, Behavioral, and Emotional Adjustment in Young Adulthood", 99-1(2007): 26-38. Journal of Educational Psychology
 - 9) Hamre, B., Pianta, R. "Early Teacher-Child Relationships and the Trajectory of Children's School Outcomes Through Eighth Grade", 72-2(2001): 625-638. Child Development
 - 10) こども家庭庁, 文部科学省(2023)「「保育所等における虐待等の不適切な保育への対応等に関する実態調査」の調査結果について」
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/de52c20b/20230512_policies_hoiku_4.pdf (アクセス 2023 年 8 月 11 日)
 - 11) 大西薫, 大西将史(2022)「保育者がとらえる子どもへの不適切なかかわりに関する研究: 同僚保育者の視点から」『岐阜聖徳学園大学短期大学部紀要』54, pp.1-12
 - 12) 高山静子(2010)「子どもの人権を尊重する保育士養成のあり方」『子ども家庭福祉学』(9), pp.39-48
 - 13) 日本行動分析学会「体罰」に反対する声明を策定するタスクフォース(2015)「「体罰」に反対する声明」『行動分析学研究』29(2), pp.96-107
 - 14) Schumacher, R., Carlson, R. "Variables and Risk Factors Associated With Child Abuse in Daycare Settings", 23-9(1999): 891-898. Child Abuse & Neglect
 - 15) Talmon, A., Ditzer, J., Talmon, A., et al. "Maltreatment in Daycare Settings: A Review of Empirical Studies in the Field", 25-1(2024): 512-525. Trauma, Violence, & Abuse
 - 16) Margolin, L. "Abuse and Neglect in Nonparental Child Care: A Risk Assessment", 53-3(1991): 694-704. Journal of Marriage and the Family
 - 17) Moulden, H., Firestone, P., Wexler, A. "Child Care Providers Who Commit Sexual Offences: A Description of Offender, Offence, and Victim Characteristics", 51-4(2007): 384-406. International Journal of Offender Therapy and Comparative Criminology
 - 18) Khoury-Kassabri, M., Attar-Schwartz, S., Zur, H. "The Likelihood of Using Corporal Punishment by Kindergarten Teachers: The Role of Parent-Teacher Partnership, Attitudes, and Religiosity", 7-2(2014): 369-386. Child Indicators Research
 - 19) 越中康治(2014)「幼児への体罰に関する保育者・教師の信念に及ぼす意見交換の影響」『幼年教育研究年報』36, pp.13-21
 - 20) 植村善太郎, 松岡恵子(2020)「保育におけるマルトリートメントと関連する組織要因の探索」『福岡教育大学紀要 第四分冊, 教職科編』69, pp.9-15
 - 21) Morgan, D. "Focus Groups", 22(1996): 129-152. Annual Review of Sociology
 - 22) 岡本かおり(2018)「保育者の子どもとの信頼関係構築に関する意識の検討: 信頼関係構築のための子どもとの関わり方, 及び信頼関係構築を意識させる状況や子どもの姿の検証」『応用教育心理学研究』35(1), pp.29-40
 - 23) Harms, T., Clifford, R., Cryer, D. (著) 埋橋玲子(訳) (2016)『新・保育環境評価スケール① 3歳以上』法律文化社
 - 24) Siraj, I., Kingston, D., Melhuish, E., (著) 秋田喜代美, 淀川裕美(訳) (2016)『「保育プロセスの質」評価スケール: 乳幼児期の「ともに考え, 深めつづけること」と「情緒的な安定・安心」を捉えるために』明石書店
 - 25) 上村晶(2023)「子どもとの関係構築プロセスの可視化による保育者の意識変容に関する縦断的研究(1): 乳児・幼児との関係構築の差異に着目して」『桜花学園大学保育学部研究紀要』28, pp.11-24
 - 26) Guest, G., Namey, E., McKenna, K. "How Many Focus Groups are Enough? Building an Evidence Base for Nonprobability Sample Sizes", 29-1(2017): 3-22. Field Methods
 - 27) Hennink, M., Kaiser, B., Weber, M. "What Influences Saturation? Estimating Sample Sizes in Focus Group Research", 29-10(2019): 1483-1496. Qualitative Health Research
 - 28) 佐藤郁哉(2008)『質的データ分析法: 原理・方法・実践』新曜社
 - 29) 三木知子, 桜井茂男(1998)「保育専攻短大生の保育者効力感に及ぼす教育実習の影響」『教育心理学研究』46(2), pp.203-211
 - 30) 池田幸代, 大川一郎(2012)「保育士・幼稚園教諭のストレスサーが職務に対する精神状態に及ぼす影響: 保育者の職務や職場環境に対する認識を媒介変数として」

- 『発達心理学研究』23(2), pp.23-35
- 31) 岡本かおり(2021)「信頼関係構築による保育の質の変化：保育者が捉える子ども・保育者・保護者の姿」『応用教育心理学研究』38(1), pp.3-18
 - 32) Khoury-Kassabri, M. “The Relationship between Teacher Self-Efficacy and Violence toward Students as Mediated by Teacher's Attitude” , 36-2(2012) : 127-139. Social Work Research
 - 33) 埋橋玲子(2018)「諸外国の評価スケールは日本にどのように生かされるか」『保育学研究』56(1), pp.68-78
 - 34) Thi, T. H. D., Yodosawa, M., Nakatsubo, F. “Common Characteristics of Innovative Pedagogical Approaches in Early Childhood Education in the Asia-Pacific Region” , 26(2019) : 109-124. International Journal of Early Childhood Education

注

- 1) 保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）の「養護に関する基本的事項」「情緒の安定」のねらい及び内容においても、保育士等が一人ひとりの子どもの気持ちを受容し応答することで、人に対する信頼感が生まれ、信頼関係を基盤に主体的な活動、探索意欲が高まることから適切な援助や関わりが定められている。なお、本稿で参照する保育所保育指針は、全て平成29年3月31日に告示された指針を指す。

付記

本研究にご参加いただいた保育者の皆様に記してお礼申し上げます。本研究の一部はThe 25th Pacific Early Childhood Education Research Association Annual Conferenceにてポスター発表をしている。

【 原 著 】

特別な支援が必要な子どものスポーツの 習い事参加に関する母親の体験

Mothers' Experiences of Participation in
Sports Extracurricular Activities for Children with Special Needs

井梅 由美子 東京未来大学
Yumiko Iume Tokyo Future University

三好 真人 常葉大学
Masato Miyoshi Tokoha University

藤後 悦子 東京未来大学
Etsuko Togo Tokyo Future University

大橋 恵 東京未来大学
Megumi M. Ohashi Tokyo Future University

キーワード

発達障害 スポーツの習い事 母親 M-GTA
Developmental disorders / Sports extracurricular / Mother / M-GTA

要 旨

発達障害等，特別な支援が必要な児童のスポーツ参加についてはその充実が目指されている。しかしながら，地域のスポーツクラブ等，学校の課程外のスポーツ活動への参加については，参加すること自体の困難さや周囲の理解の乏しさがあり，発達障害児の運動する機会の少なさが指摘されている。本研究では，特別支援児の保護者にインタビュー調査を実施し，スポーツ活動への子どもの参加に関して，保護者がどのような体験をしているかについて検討することとした。調査対象は発達障害の診断を受けた子ども，又は診断は受けていないが特別な支援が必要な子どもを持つ母親9名である。M-GTAによる分析により，参加への期待，参加へのハードル，指導者との関わり，競技能力への直面，他児との関わり，家庭での葛藤，場所への希望の7つのカテゴリーが抽出された。分析の結果，受け入れ場所が少ないことや，指導者や他児との関わり方の困難，あるいは，競技能力への直面など母親自身の迷いや葛藤が見られた。一方で，子どもの特性に応じた指導者の適切な関わりは，親子が安心して活動に参加できる環境を作り出していた。

The participation of children with developmental disabilities in sports is crucial. Yet, their

engagement in community sports clubs outside the school curriculum is often hindered by the lack of understanding from others, leading to limited exercise opportunities. This qualitative study explores mothers' experiences in facilitating the participation of children with developmental issues in sports activities. Interviews were conducted with nine mothers of children with developmental disabilities or issues. The analysis using the Modified Grounded Theory Approach (M-GTA) identified seven categories: Expectations for participation, Barriers to participation, Interactions with coaches, Challenges related to competitive abilities, Interactions with other children, Conflicts at home, and Aspirations for the community sports environment. The findings reveal that there were few places to accept the children and that they had difficulty interacting with coaches and peers. In addition, the mother's own conflict, such as facing their children's competitive abilities due to developmental issues. On the other hand, the coach's appropriate involvement with the children created a place in which parents and children could participate in activities with peace of mind.

1. 問題と目的

発育期の子どもにとって、日常生活における適度なスポーツは、身体の成長発達全般に必要不可欠であり、併せて、コミュニケーション能力など社会性の発達においても重要な役割を果たすことが期待される¹⁾。笹川スポーツ財団の調査²⁾によると、小学生のスポーツクラブ・運動部への加入率は、男子で66.9%、女子で57.0%となっている。高学年になるとやや「学習塾」等、学習系の習い事の割合が増えるが、「水泳（スイミング）」をはじめ、スポーツの習い事は上位に多く挙がっており、多くの子どもたちは定期的なスポーツ活動に参加している。

しかしながら、発達障害等、特別な支援が必要な児童（以下、特別支援児とする）にとって、学校の課程外で行われているスポーツの習い事への参加は困難なことも多い。吉岡ら³⁾は、発達障害のある子どもを持つ保護者を対象にした調査において、地域のスポーツクラブに参加することの困難さや周囲の理解の乏しさがあるとし、発達障害児の運動する機会が少ないことを指摘している。発達障害児のスポーツ参加については、その特性によりスポーツの実施が困難となることも多い⁴⁾。発達障害もしくはは

その傾向がある当事者を対象に行った調査⁵⁾では、体の動きのぎこちなさや手先の不器用さがあることにより「他の人に比べて疲れやすい」ことや、不注意や他の刺激への過集中によって「コーチの指示や仲間の声かけに気づかない」など、困難さがあることを明らかにしている。また、こだわりや対人コミュニケーションの苦手さから、チームスポーツへの参加が困難となることもある⁴⁾。

文部科学省の調査⁶⁾によれば、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒は8.8%いる。また、母親対象の調査では、子どもに何らかの発達の課題を感じている者は20%程度、学校などに指摘されたことがある者は10%程度いることが示されており⁷⁾、診断の有無に関わらず、個々の発達の課題に応じた支援が必要とされる。2016年4月から施行された障害者差別解消法では、合理的配慮についての記載がなされ、特別支援児への支援や対応への認識について、学校現場ではある程度高まっている。

一方で、民間のスポーツクラブや、地域におけるボランティア主体のスポーツチームなどでは、理解や対応の差は激しく、受け入れが難しかったり、受け入れてくれても指導者の理解が乏しかったりする場合もある⁸⁾。スポーツ少年

団など地域活動においては、指導者への発達障害に関する研修機会などに乏しいことも多く、うまくできない子どもに対して「努力不足」という言葉が用いられてきた現状があることも指摘されている⁹⁾。また、ジュニア期の地域スポーツや習い事は、送迎や当番等、保護者が一緒に活動に参加することも多く、共に活動に参加する周囲の保護者の理解を得ることの難しさもある¹⁰⁾。こうした問題は障害に対する社会の無理解が引き起こしていると考えられ、障害の有無に関わらず、多様なスポーツ活動への参加が可能になるためには、学校等、公的機関だけではなく、習い事等、社会のさまざまな場において、障害への理解や障害の特性に応じた配慮がなされることが必要である。

辻・いとう¹¹⁾は、発達障害児者の母親の苦悩について、子どもの障害により生じる葛藤だけでなく、障害をめぐる社会の認識や周囲の無理解によって、さらなる辛さを味わっていると述べている。日本における障害者のスポーツ実施率は諸外国に比べて低いことが指摘されており¹²⁾、また、障害者の権利条約に関する日本の実施状況について、2022年9月には国連から分離教育の中止等の勧告がなされるなど¹³⁾、日本のインクルーシブ教育には課題も多い。さまざまな特別支援ニーズを持つ子どもたちのスポーツへの

参加を可能にするためには、社会全体での意識の変容が必要と考えられる。しかしながら、習い事等、学校の課程外で実施されるスポーツ活動に関する研究は少なく、その実態はあまり把握されていない。

そこで本研究では、スポーツの習い事に焦点をあて、母親の視点から、特別支援児のスポーツの習い事への参加の体験を語ってもらい、参加の際に困難であったことや、感じたこと、また、活動の継続を可能にする要因について検討することとした。

2. 方法

発達障害、又は診断は受けていないが特別な支援が必要な子を持つ母親9名が回答者であった。表1に対象の子どもの性別と年齢、参加していたスポーツの習い事の種類、および発達障害に関する診断の有無を示す。調査への参加は、関東圏にある以下の2つの施設において調査の趣旨を説明し、同意を得た上で依頼した。1つ目は、特別支援児を対象とした創作活動や体操などさまざまなプログラムを用意する教室、もう1つの施設は、特別支援児を対象としたサッカースクールである。どちらも入会金、月謝等のある習い事に相当する施設である。

表1 回答者の属性

回答者	子の性別	子の年齢	スポーツの種類	診断の有無 (診断名)
A	男児	8歳	空手	有 (ADHD)
B	男児	10歳	スイミング、ダンス	有 (知的障害)
C	男児	10歳	スイミング	有 (ASD、ADHD)
D	女兒、男児	10歳、8歳	スイミング、体操教室	2人とも有 (ASD、ADHD)
E	男児	8歳	スイミング	無 (ADHD傾向のグレーゾーン)
F	女兒	12歳	スイミング	無
G	男児	12歳	サッカー、スイミング	有 (ASD)
H	男児	12歳	サッカー	有 (ASD)
I	男児、男児	15歳、12歳	テニス、サッカー	2人とも有 (ASD)

診断の有無について、E、F以外は何らかの診断がなされていた(表1)。なお、Eについては、相談機関にて「ADHDの傾向はありつつはっきりと診断はされていない、グレーゾーンと言われた」とのことであった。またFは、「支援学級に通っており、これから医療機関で検査をする」とのことであった。

調査期間とインタビュー手続き

調査時期は、2018年7月から2019年10月である。インタビューは子どもが習い事に参加している間に、対面にて実施した。インタビュー内容は以下に示すとおりである。①子の年齢や性別、診断の有無や子どもの特性等、お子さんの属性、②「これまで参加したことがあるスポーツの習い事の種目(サッカー、スイミング等)」、③「(スポーツ活動への参加に際して)コーチやチームメイトとの間で大変だったこと、困っていること」、④「活動中の子どもの様子や、子どもがどんな風を感じているか(楽しそう、嫌そう等)」について尋ねた。

倫理的配慮

本研究は第1著者の所属大学の研究倫理委員会の承認を得て実施された。また、インタビュー実施にあたり、調査の趣旨、録音許可、データの取り扱い、および回答拒否の保証について等、事前に口頭および文面で説明し、了解を得た。

データ分析

本研究では修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ(以下、M-GTA)¹⁴⁾を用いてデータ分析を行った。分析では以下の5つの過程を経た。(1)インタビューを全て逐語化しローデータを作成した。(2)ローデータを精読し分析の指針を定めた。M-GTAでは、研究の対象となる「分析焦点者」と、分析の方向性を定める「分析テーマ」を設定し、特別支援児

をスポーツ活動に参加させる体験を分析する。本研究では「分析焦点者」を「特別支援児をスポーツ活動に参加させる母親」とし、「分析テーマ」を「特別支援児をスポーツ活動に参加させる体験」と設定した。(3)設定した分析焦点者の発言の中の、分析テーマに合致する発言を全て抽出し、発言が何を表現しているのかを抽象度を上げて表現したものを「概念」として生成した。概念を生成する際には、「分析ワークシート」¹⁴⁾を作成した。分析ワークシートには、「概念名」「概念の定義」「具体例」および解釈の検討・疑問・アイデアを記録する「理論的メモ」欄を設けた。ローデータの中の、「特別支援児をスポーツ活動に参加させる体験」について発言していた箇所が分析ワークシートを用いて分析された。例えば、『私の中で「障害があるからどうこう……」っていうチョイスじゃなくて、あっても受け入れてくれるところがあるんだったら、普通の子と一緒にやってもらいたいなという思いがあったし』という発言をワークシートの「具体例」欄に書き込み、その後、発話の抽象度を上げる解釈をした結果、「概念」欄は〈他児と同じ体験をしてもらいたい〉とし、「概念の定義」欄に「親にはスポーツや習い事を子どもがやるということは普通だという認識がある。そのため、子の発達に課題がありながらも、他児と同じように活動をして欲しいという願いがある」と書き込んだ。さらに、生成した「概念」と「定義」への「対極例」を検討した。例えば、〈特性による他児とのトラブル〉という生成された概念に対して、「同じグループでやっている子たちは手伝ってくれた」という対極例があがる。この場合、特別支援児をスポーツ活動に参加させる親を説明しうる概念として成り立つかを検討し、概念生成か廃止かを判断した。(4)共通する内容を有する概念を「カテゴリー」としてまとめ、より高い抽象度で分析テーマを説明する作業を行った。(5)分析結果の妥当性判断について、抽出し

た具体例と生成した「概念・カテゴリー」が、臨床心理学を専門とする大学教員3名と社会心理学を専門とする大学教員1名でワークシートをもとにチェックした。なお、分析の収束を意味する「理論的飽和」に関しては、「ワークシートごとに概念の完成度を判断」¹⁴⁾することとした。「対極例」および「類似例」を探し他の概念との統合を検討することで継続的比較を繰り返し、ワークシートを精緻化したことで分析の収束と判断した。

3. 結果

分析の結果、7つのカテゴリーと20の概念が生成された。カテゴリー、概念、発言例を表2にまとめた。また、以下に7つのカテゴリーをストーリーライン形式で説明する。文中では、【 】→カテゴリー、〈 〉→概念と表記する。

参加への期待

スポーツの習い事に子どもを参加させることを親が決めるのには、【参加への期待】がある。1つには、〈他児と同じ体験をしてもらいたい〉という期待である。活動への参加を通して、他の子どもたちと関わって欲しいという期待や、障害があるからといって諦めてしまうのではなく「普通の子と一緒にやってもらいたい」など、同年代の子どもたちが行っているスポーツの活動を同じように体験させたいとの願いがある。また、発達に課題があるからこそ、〈苦手な能力を伸ばして欲しい〉とスポーツに期待する。活動を通して「ワーキングメモリの低すぎる」ことを補うであるとか、全然できなかった「投げる」動作の改善を期待するなど、スポーツ活動に参加することによって苦手なことを克服して欲しいとの期待がある。

参加へのハードル

しかしながら、スポーツ活動を始めるにあ

たってはさまざまな【参加へのハードル】がある。まずは、障害があることによって受け入れてくれる活動が少ないといった困難がある。参加できる活動を探す中で〈参加を断られる〉こともある。「いろいろやりたいことがあっても、問い合わせるとお断りされるが多かった」など、問い合わせ段階で断られることもあれば、体験レッスンに参加したものの、指導中に一人でどこかへ行ってしまったり、指導が理解できないなど子どもの特性のため「最終的には指導することは難しいとお断りされる」こともある。どのような活動に参加するかは、本人、あるいは親が希望するスポーツを自由に選択することは難しく、受け入れが可能となった場であり〈消極的な競技選択〉となる。さらに、活動にあたっては、例えばスイミングの更衣室と一緒に同行するなど、発達の課題があるために親の介助が必要となるなど〈常に付き添いが必要〉であることが母親のプレッシャーになることもある。

指導者との関わり

活動の継続にあたっては、【指導者との関わり】が重要となってくる。指導者が子どもの発達課題を理解し〈指導のなかでの特別な配慮〉をしてくれることで、子どものできることが増えるといった体験となる。「でこぼこちゃん（能力のでこぼこ）の難しいところ、体幹が弱いとかバランスが悪いとかいっぱい持ってるんですけど」コーチが理解して働きかけてくれることで、できることが増えたと母親が感じている。また、課題を抱えた子どもをスポーツ活動に参加させる上で、指導者の臨機応変な対応が見られた。子どもの痲癩に「うんうん、大丈夫」と言って〈前向きに受け入れてくれた指導者〉がいることで継続が可能となる。さらに、指導者との良好な信頼関係を築くためには母親の方からの働きかけも重要である。スポーツ活動への参加にあたり、子どもの課題を隠すのではなく、前もって〈指導者や他の保護者へのカミングアウト〉

表2 カテゴリー・概念・定義・具体例一覧

カテゴリー	概念	定義	具体例（発言のあったインフォーマント）
参加への期待	他児と同じ体験を してもらいたい	親にはスポーツや習い事を子どもがやることは普通だ という認識がある。そのため、子の発達に課題がありな がらも、他児と同じように活動をして欲しいという願いが ある。	私の中で「障害があるからどうこう…」っていうチョイスじゃなく て、あっても受け入れてくれるところがあるんだったら、普通の子 と一緒にやってもらいたいなという思いがあったし。(info. D)
	苦手な能力を 伸ばして欲しい	発達に課題があるゆえに、能力的に苦手な部分を療育の なかで多々見てきた。そこで、スポーツ活動を通じて、 苦手な能力を伸ばして欲しいという期待がある。	検査結果でも、見ることとかあと直観的な能力はすごく高くて間違 い探しとかそういうの大好きなんですけど、ワーキングメモリが低 すぎてそれがうまく活かせてないので、型を覚えるとか動作を覚え るっていうところを実際手足を動かしながら頭と直結させるといい のかなと。(info. A) 投げるのも今もそんなにうまくはないですけどそれなりにスポーツ テストもCになってきて、全然できないっていう状態から脱しつ つある。(info. H)
参加へのハードル	参加を断られる	スポーツ活動の参加をする前に、場所を探すと言う苦労 があった。断られるケースもあり、受け入れ態勢への ハードルを感じる体験。	「サッカーやりたい」とか「剣道やりたい」とかいろいろやりたい ことがあっても、問い合わせると「ちょっとうちでは受け入れられ ません」って、ダンススクールもお試し行っただけですけど、「無理 です」って、1人でどっか行っちゃうから。「指導が理解できない なら教えようがありません」って。(info. E)
	消極的な競技選択	スポーツをさせたい思いはあるが、発達の課題により出 来ないことも多い。それ故スポーツの選択が狭められて しまった体験。	水泳で水が顔にかかるのが苦手だった。水がかかると泣き喚いた り、動けなくなったり、それがずっと続いたので、結局プールにほ んど入ることができなかった。最終的には指導することは難しい とお断りされた。(info. F) 1つでも、自信になるものがね、障害があっても参加できるって いうスポーツになってくる…。(info. H)
	常に付き添いが必要	発達の課題によって親の介助が必要な場面が多々ある。 スポーツ活動へ参加するうえで、親の付き添いが必要 になる。	「何でこの子は親と一緒に着替えてるんだ」とかっているんなたぶ ん、年齢的に微妙なお年頃な子たちの中でやるし、実際私も体験の 時とかにコンコンコン何か言ってるのも聞こえてくるし。 (info. D)
指導者との関わり	指導者や他の保護者 へのカミングアウト	スポーツ活動への参加にあたり、子の課題を隠すのでは なく、多くの親が障害として指導者へ前もって伝えていた。	「これはちゃんと入る時に一回説明してもらおう」と思って、一応 なんかそのお手紙じゃないけど、「〇〇はこんな感じで、もしが いたら急に何か名前とか呼ばれても振り返らなかつたりするけど、べ つに無視しているわけじゃなくて…」とか、一応簡単な説明文を 書いてお渡ししてっていうことはしました。(info. D)
	指導のなかでの 特別な配慮	指導者が発達課題を理解し、特別に配慮してくれること で他児に混ざりながら参加できるというサポート。	コーチにすごい助けて頂いた部分が大きいですね。今それなりに サッカーつぼくなってるし、かけっことかは得意に…でこぼこちゃ んの難しいところ、体幹が弱いかバランスが悪いとかいっぱい 持っているんですけど…。(info. H)
	前向きに受け入れて くれた指導者	課題を抱えた子をスポーツ活動へ参加させるうえで、指 導者の臨機応変な対応へ感謝する様子。	コーチの人たちも温かく見守ってくれてる。時々、痲痺起こして 「キーッ」てやってた時もあるんだけど、べつになんか「うんう ん、大丈夫」とか言って。(info. F)
	指導者とのずれ違い	指導者の考え方と親の考え方、子の参加への目的や達成 する課題、参加への考え方に一致がみられない様子。	態度がちょっと悪く見えるんですよ。それで、(場面緘黙)返事 もしないし。それで結局、もうやめることになって。(info. I) 低学年の時には運動の教室とか行かせてたんですが、それはスパル タで行けなくなっているうかすごい嫌がって…(info. H)
競技能力への直面	出来なさを 目の当たりにする	実際にスポーツ活動に加わると、発達特性ゆえか、子の 出来なさが過剰に目立つという体験をする。	1年間1回もラケットに球が当たんなかったんですよ。ずーつと。 で、あまりにも、あの、目で来た球と手の動きが一致しないので、 コーチが最終的には、あの音を聞いて、目をつぶって音を聞いて振 れ!って。(info. I) 私の方がイライラするんですよ見てて、すごいイライラする。で、 がーって言っちゃうんですよ。でもそうするとサッカー嫌いになる じゃないですか、子どもが (info. G)
	目的のジレンマ	様々な発達の課題によって上達はしないが、子は楽しむ 様子がある。親としては競技力やスポーツを通じたコ ミュニケーション能力の成長も願っており、楽しみと成 長の間でどちらが目的なのか悩みが生まれる。	泳ぐのもまだあの人、体の使い方のバランスが掴めてなくて、手 に集中したら足は全然ダメだし、もうずっと、何年くらいだろう… 4年以上続けてんのかな、スイミング。だけどもまだクロール15メー トル泳げるくらいで、他の子より全然遅いんだけど、でもなんか水 の中に浮いてるとかそういうの好きなのかな。(info. G)

他児との関わり	特性による他児とのトラブル	発達上の課題によって他児とのトラブルが多発してしまう。	暴れた時に結局周りも見えてないから、そばにいた人たちがひっくるめて暴れちゃって…。 (info. C) 台のないところで通せんぼをしちゃったり。あとはやっぱり見て「危ないな」と思って、コーチとかもちろんいっぱい付いてはくれるんですけど、自分の子よりも他の子に何かしちゃうと困るので、級もちょっと伸びてなかったで「今はいいかな」って感じで(辞めた)。 (info. B)
	他児とコミュニケーションが生まれない	もともとコミュニケーションが苦手なため、スポーツ活動の場でも他児との交流が生まれないため、孤立してしまう。	みんなで喋ったりとかできれば仲良くなったかもしれないんですけど、そういうことできないので、仲いい子も特にできずに。そうするとなんかちょっと嫌なことがあるとやっぱりへこたれちゃうというか…。 (info. I)
	他児に置いていかれる	他児と比較して、競技能力の上達速度が遅い。そのため、他児に置いて行かれるという思いがある。	周りとの差が出てきちゃったので、たぶん自分ももたないなと思って、通ってて周りはどんどん成長していくけど…っていう。(info. B) お友達たちも今のクラスに留まっているわけじゃなくて、みんなだんだんに、すぐに上にあがっちゃうから。(info. D)
	他児のサポート	活動に参加するうえで、他児からサポートを受けることで参加が可能になる体験。	子どもなりにたぶん感じているところはきっとあるとは思いますが、まあ同じグループでやっている子たちは手伝ってくれて…、〇〇がフラフラって行きそうになっても「こっち」って感じでやってくれたりとか。(info. D)
家庭での葛藤	父母での考え方の不一致	父母間でスポーツへ参加させる意味や方針が一致しない様子。	夫の方はまた違うんですね。「なんで練習しないんだ！」ってガミガミ言い出して家の中がギスギスして「こんなんやめちゃえ」って。(info. G)
	親子のコミュニケーションが生まれない	スポーツ活動を通じて、子との会話が生まれることを期待していた親だが、期待には沿わずに会話がないう状態。	毎回ビデオ撮るんですけど、「前回よりもうまくなっているよ」とか「ここが出来るようになったんだ」みたいなのはありますが、基本的にあんまり彼から「これやったよ」っていうのは無くて。(info. B)
場所への希望	啓発活動の場としての活用	発達に課題を持つ子の親は、子のような特性を持つ者への理解や配慮を社会全体に求める傾向にある。スポーツ活動への参加が啓発的な意味につながればという思い。	うちの子と触れ合うことによって他の子たちも「あ、いろんな子がいるんだなあ」って思ってもらえたらいいなって思うし、そういう場所が広がってくれば他の障害を持っているお母さんとかも入れやすいじゃない。(info. D)
	受け入れ場所が増えることを希望	受け入れ体制が整わず、参加を諦めたり、参加を途中で断念することを経験した親は、場所の増加を期待する。	受け入れてくれるスクールがもっと身近にいっぱいできれば、きっといろんな事にチャレンジする機会が増えるかなと思うんです。やっぱり普通の子とは違う子たちを受け入れてくれる所がもっと増えるのが希望ですね。(info. E)

することで、その場での受け入れへとつながる。一方で、「指導者がスパルタで子どもが嫌がって行けなくなる」など、指導者と親の考え方の違いといった〈指導者とのすれ違い〉があると、継続が難しい。

競技能力への直面

活動を続けていく中では、【競技能力への直面】が起こる。はじめに、子どもの〈出来なさを目の当たりにする〉ことがある。出来なさを目にして「がーって言っちゃうんですよ。でもそうすると(本人が)サッカー嫌いになるじゃないですか」ということもある。あるいは、上達のしなさを目の当たりにしつつ、子どもが楽しんで

いる様子を見ると〈目的のジレンマ〉も生まれる。母親としては競技力やスポーツを通じたコミュニケーション能力の成長も願っており、楽しみと成長の間でどちらが目的なのか悩みが生まれる。

他児との関わり

スポーツ活動に参加していると【他児との関わり】が生じる。その中でさまざまな困難を体験する。例えば〈特性による他児とのトラブル〉が生じやすい。他児にちょっかいを出してしまったり危ないと感じられることや、興奮して暴れてしまうことなどが起こる。また、母親としては他児との交流は活動目的の1つでもあるが、もともとコミュニケーションが苦手なため

〈他児とコミュニケーションが生まれない〉。さらには、周りの子は上達しているのに我が子の上達が感じられないと、〈他児に置いていかれる〉気持ちになる。一方で、長く関わりのある子どもたちからは「フラフラって行きそうになっても「こっち」って」サポートしてくれるなど、〈他児のサポート〉に助けられることもある。

家庭での葛藤

スポーツ活動が続けていく中では、【家庭での葛藤】もある。父母間でスポーツへ参加させる意味や方針が一致しないなど〈父母での考え方の不一致〉も生じやすい。また、スポーツ活動を通じて、子どもとの会話が生まれることを期待しても〈親子のコミュニケーションが生まれない〉こともある。

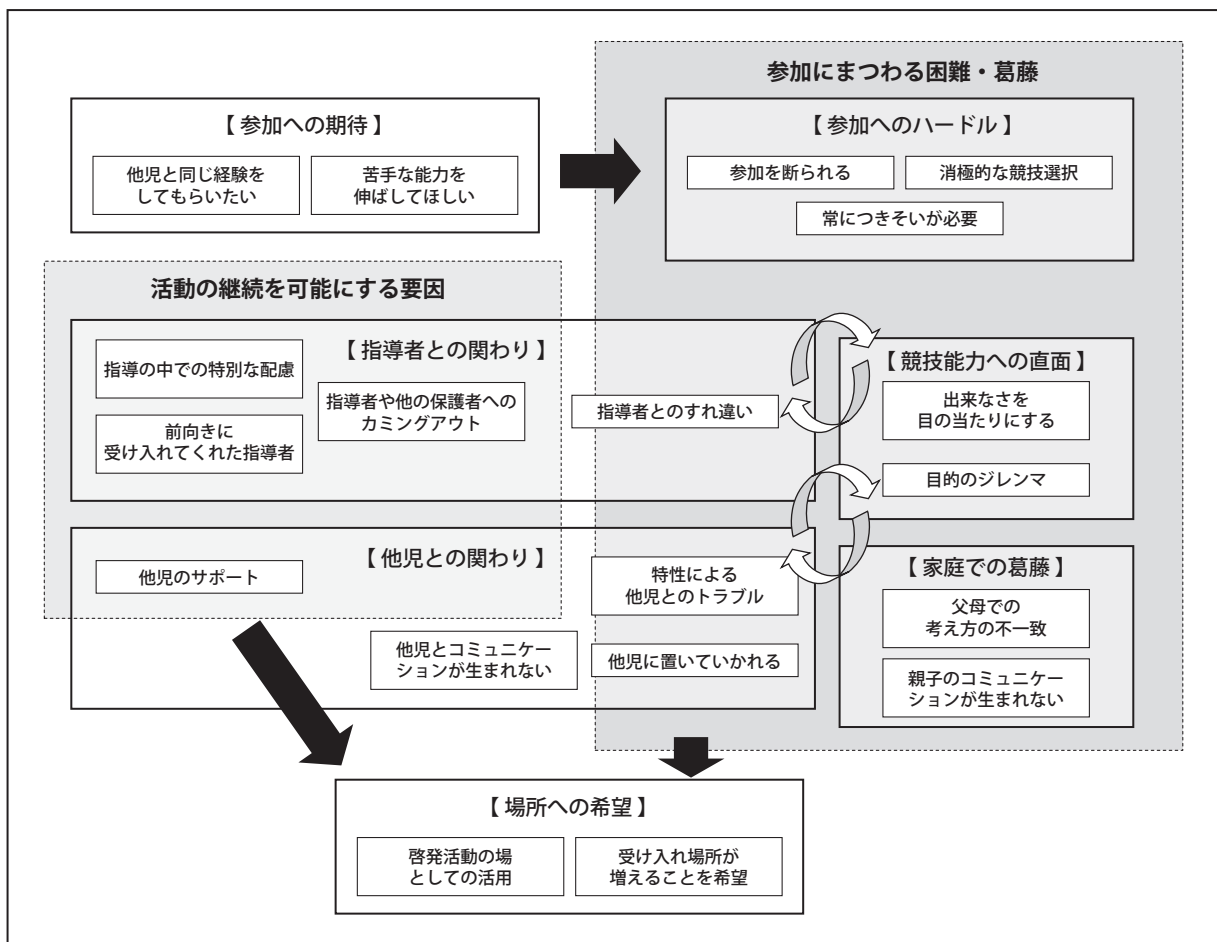


図1 各カテゴリーの関係図

場所への希望

我が子のスポーツ活動への参加を「うちの子と触れ合うことによって他の子たちに障害について理解してもらえれば」といった〈啓発活動の場としての活用〉と捉えている母親もいるものの、多くは、受け入れ体制が整わず、参加を諦めたり、参加を途中で断念したりすることを経験し、〈受け入れ場所が増えることを希望〉するといった【場所への希望】が語られた。

以上のストーリーラインをもとに、本研究の目的に沿って、スポーツの習い事への参加に際しての母親の体験について、カテゴリー間の関係を図式化したものが図1である。7つのカテゴリーについて、学校の課程外でのスポーツ活動への【参加への期待】を出発点として、“参加にまつわる困難・葛藤”と、“活動の継続を可能にする要因”の2つの側面に分け、【場所への希望】に至るまでの流れを図示した。活動に参加する上では、まず、受け入れ先が見つからないなど【参加へのハードル】がある。次に、受け入れ先が見つかり、活動する中では、【指導者との関わり】と【他児との関わり】が生じる。関わりにおいては、指導者の前向きな受け入れや配慮した関わり、あるいは他の児童のサポートなど、彼らを受け入れる積極的な関わりがある一方で、他児とのトラブルや指導者とのすれ違いなど、継続を困難にするような関わりもある。また、【競技能力への直面】や【家庭での葛藤】など、母親自身の迷いや葛藤もある。このような経験を経て、受け入れてくれる場が増えることや、社会に対する障害への理解の促進を求める【場所への希望】へとつながっていた。

4. 考察

本研究では、特別支援児のスポーツ活動への参加について、母親へのインタビューを通してその体験を検討した。

参加への願いと困難

はじめに、今回のインタビュー調査で多くの母親は、子どもに学校外でもスポーツ活動をさせたいと願い、活動できる場を求めている。小学生から高校生の子をもつ母親への調査において、ほぼ100%の母親が子どもに何らかのスポーツ活動をさせたいと考えているといった調査結果もあるが¹⁵⁾、特別支援児を育てる母親でもそれは変わらない。むしろ、障害があるがゆえに、スポーツ活動を通して苦手な能力を伸ばして欲しいと期待するし、他児と関わることで社会性などを養いたいといった気持ちもあるであろう。しかしながら、実際に参加できる場所を探すと見つからず、断られるといった経験をしている母親が多かった。学校外の習い事等の場では、特別支援児が共に活動できるよう、子どもの特性に合わせた配慮や工夫を行う等、合理的配慮の意識のあるところは少なく、通常の活動を一緒に出来なければ、受け入れは困難であると判断されることが多かった。なお、今回の回答者が参加しているスポーツ活動は、スイミングスクールが最も多かった。スイミングスクールは基本的に個人スポーツであることから、比較的受け入れがしやすいようである。山下ら⁵⁾の調査でも、発達障害およびその傾向のある生徒は定型発達の生徒よりサッカー、ドッチボール、バレーボール等集団スポーツではスポーツの困難を訴える率が高く、サイクリング、卓球、水泳等個人スポーツではその割合が低かったことを示している。他者との協力や協調が必要とされる集団スポーツよりも、個人スポーツの方が参加しやすく、受け入れが可能であることが推測される。

活動継続の要因

スポーツ活動は、始めるだけでなく継続することが大事である。継続にあたっては指導者との関係性が重要になってくるのが今回の調査において多く挙げられた。指導者が子どもの発

達課題を理解し、子どもの特性に応じた適切な関わりをすることにより、本人の出来ることも増えていくし、他児と一緒に活動することも可能になる。また、指導者が臨機応変に対応し、受け入れてくれることで、親子共にそこに居場所ができ、活動を継続することが可能となる。一方で、保護者と指導者との間でずれ違いがあると、継続が難しくなる。例えば、「スパルタのため嫌がって行けなくなる」など、指導者の姿勢により困難になることもあるし、子どもが「返事をしないなど態度が悪く見える」ことによって辞めることになることもある。このような齟齬は、子どもの特性をあらかじめ指導者に伝えるなど、保護者と指導者とのコミュニケーションによって防ぐことが可能と考えられる。

活動が継続できるかには、他児との関わりも関係する。子の特性によって他児とトラブルとなってしまうことが起こりうる。特に「暴れてしまう」など、他児に危害を加えてしまうことは継続を困難にする。また、実際にはトラブルになっていなくても、その懸念を母親が感じ、辞めてしまうこともある。指導者への調査¹⁰⁾によれば、特別支援児の指導に関して、他の保護者への説明や対応に困難を感じていることが示されており、指導者、さらには他の保護者に子どもの特性についての理解がなされることによって、一緒にスポーツに参加することが可能となっていく。また、コミュニケーションを取ることが苦手なため、他児との交流が生まれにくく、孤立してしまうこともある。児童期の仲間関係については、指導者の関わり方によってその関係性も変化しうることから¹⁶⁾、チーム内での他の子どもたちとの関わりを指導者がサポートすることも重要であろう。

母親の気持ちが挫かれるとき

子どもにスポーツ活動をさせたいと願って、受け入れが可能な場所を探して活動を始めたものの、さまざまな場面で母親の気持ちが挫かれ

ることがある。その一つが、「競技能力への直面」である。子どもの発達特性などにより、スポーツ活動においては他児と比較して出来ないことも多くなる。そのような場面を目の当たりにして、母親が落胆したり、イライラしてしまったりすることもある。また、他児との比較によって母親がストレスを感じることは特別支援児の親だけではない。小学生のスポーツの習い事での親の喜びと傷つきを検討した調査¹⁷⁾でも、競技能力の伸び悩みや試合でのミス等我が子の出来なさは傷つきになることが示されている。習い事等の課外活動は、ジュニア期には保護者の送迎等が必要となることから、必然的に子どもの活動場面を親が見る場面が生じやすい。そのため、子どもの出来なさには目がいきやすく、そのことにより親の落胆や子どもへの過剰な干渉にもつながりやすい。特別支援児の場合、このような問題は特に起こりやすいと言えよう。

また、子どもの活動について、父母で意見が一致しない場合もストレスとなる。特に子どもの障害についての理解の不一致があると、「練習をしないことをガミガミ言う」など、家庭内での対立につながりやすい。沼田¹⁸⁾は、父母の障害への温度差について、母親の方が子どもに関わる時間が多いことから子どもの障害に気づきやすいことを指摘している。また、夫や祖父母に障害への理解がないことにより「相談できない」こと¹⁹⁾や、祖父母の障害への理解がないことによって母親の子育てを責められたり、(子どもへの関わり方に)口出しをされたりなど²⁰⁾、さまざまな困難があることも示されている。発達障害は、「グレーゾーン」といった言葉もあるように、障害の判断が難しい。子どもの問題行動をしつけの問題と捉えられることも未だ多く、家庭内での意見の食い違いは、スポーツをさせたいと願う母親の気持ちを挫くことにもなるし、スポーツに参加させる意義を見失ってしまうことにもなる。

社会への希望

以上見てきたように、特別支援児が参加できるスポーツの場は、習い事等、学校の課程外での活動においては未だ少ないと言える。多くの母親は受け入れ態勢が整わず参加を諦める経験をしており、受け入れ場所が増えることを希望していた。また、我が子のみならず特別支援児への理解や配慮を社会全体に求めており、我が子の参加が他の人々の理解を促すきっかけになれば、と考えている母親もいた。

2020東京パラリンピックの開催によって、障害者スポーツへの関心の高まりとともに、「多様性」、「共生社会」といった言葉をよく耳にするようになった。このような気運の高まりを一過性のもとするのではなく、社会全体で継続していくことが、障害の有無に関わらず、広く子どもたちが参加できるスポーツの場を増やすことにつながるであろう。

まとめと今後の課題

最後に、本研究の意義と課題について述べる。今回の調査では、特別支援児を持つ母親にインタビューを行い、習い事等学校の課程外でのスポーツ活動への参加にまつわるさまざまな葛藤を明らかにすることができた。2016年の法改正以降、学校等、公的機関では、合理的配慮が義務化され、特別支援児に対する理解や対応がなされるようになってきたが、民間のスポーツスクール、あるいはスポーツ少年団等ボランティアベースでの地域スポーツでは、そもそも受け入れが難しい場合も多く、活動できる場を探すことから困難を感じていた。また、指導者との齟齬や他児とのトラブルなどから参加を諦めるなど、活動継続の要因には指導者をはじめ周囲の障害への理解が重要であることが分かった。特に、子どもの特性に応じた指導者の適切な関わりは、特別支援児が他児と一緒に活動することを可能にし、親子が安心して活動に参加できる環境を作り出しており、特別

支援児と定型発達児が共に学び合う場を提供する重要な要因となっていると言えよう。2024年4月からは民間事業者でも合理的配慮の義務化がはじまり、習い事の場でも障害に応じた配慮と理解が求められることとなった。今後、民間のスポーツスクールや地域スポーツ等の場が広く、さまざまな支援ニーズを持った子どもを受け入れていくことは、共生社会の実現に向けての一步となるであろう。本研究で明らかにしたスポーツの習い事に関する課題が、インクルーシブな活動実践に向けての一助となることを期待する。

最後に本研究の限界と課題を述べる。1点目に、今回の調査では調査対象者が9名であり、特別支援児を持つ子どもの母親の体験として一般化することには限界がある。今回の調査対象者は、我が子がスポーツに参加できる場を積極的に求め、調査協力を依頼した2つの施設に来たが、現実には、そのように積極的に子どもの居場所を求めて行動できる母親ばかりではないと考えられる。また、今回の調査では、母親の年齢や教育背景等の情報を得ることができなかったが、こうした母親の背景的な状況によっても、子どもの障害に関する捉え方も違いがあると考えられる。

2点目に、今回の調査は2018年から2019年時に母親に話を聞いたものであるが、特別支援をめぐる我が国の動向は、近年目まぐるしく変化している。特に、2024年4月から始まった民間事業者の合理的配慮の義務化を受けて、民間のスポーツクラブ等の意識は本調査時点とは変わっていることが考えられる。しかしながら同時に、過渡期であることによる混乱も多いと考えられることから、今後、スポーツクラブ側と保護者側の双方への調査を行い、インクルーシブなスポーツ活動の在り方を検討していきたい。

3点目に、今回の調査で得られた語りは、子どもの活動について母親の体験したことや感じたことであり、子ども本人がどのように感じているかについては本人に聞いて見なければ分からない

こともあると考えられる。例えば、他児との関わりについて、他児との差を感じたり、孤立していると感じたりしているのは母親であり、本人がどのように感じているかについては、本人の思いを聞いてみないと分からない部分もある。今後、特別支援児本人のスポーツに関する体験や思いを明らかにすることが、彼らのスポーツ活動への参加促進をさらに進めていく上で重要になるであろう。

付記

本研究は2019年日本教育心理学会第61回総会（東京）のポスター発表で発表したものの分析方法を変え、再分析を行ったものである。また、本研究にあたり、JSPS科学研究費補助金(18K03119)の助成を受けた。

文献

- 1) 上出 杏里(2017)「障がい児からみた障がい者スポーツの課題」『リハビリテーション医学』54(1), pp.46-54.
- 2) 笹川スポーツ財団(2021)『子ども・青少年のスポーツライフ・データ2021-4~21歳のスポーツライフに関する調査報告書-』笹川スポーツ財団
- 3) 吉岡 尚美, 内田 匡輔, 重藤 誠市郎ほか(2015)「発達障害児の保護者が持つ「困り感」-子どもの運動能力とスポーツ参加を中心に-」『リハビリテーションスポーツ』34(1), pp.22-23.
- 4) 吉岡 尚美, 重藤 誠市郎, 内田 匡輔(2022)「発達障害児・者のスポーツ・レクリエーション参加と障壁 - 「障害児・者のスポーツライフに関する調査」を手がかりに-」『障害理解研究』22, pp.15-26.
- 5) 山下 揺介, 田部 絢子, 石川 衣紀ほか(2010)「発達障害の本人調査からみた発達障害者が有するスポーツの困難・ニーズ」『東京学芸大学紀要総合教育科学系 I』61, pp.319-357.
- 6) 文部科学省(アクセス2024年 09月25日)「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」
https://www.mext.go.jp/content/20230524_mext-tokubetu01-000026255_01.pdf
- 7) 大橋 恵, 藤後 悦子, 井梅 由美子(2021)「小学生対象の地域スポーツにおける「気になる子」の実態 -地域スポーツに子どもが参加している母親に対する調査より-」『早期発達支援研究』4, pp.9-20.
- 8) 吉岡 尚美, 重藤 誠市郎, 内田 匡輔(2023)「発達障害児・者のスポーツ参加における障壁に関する文献レビュー」『東海大学紀要体育学部』52, pp.31-38.
- 9) 西村 健一(2022)「柔道スポーツ少年団等に在籍する「特別な配慮を要する児童生徒(発達障害等を含む)」の実態と支援に関する調査-柔道指導者へのアンケートの分析-」『鳥根県立大学松江キャンパス研究紀要』61, pp.1-8.
- 10) 藤後 悦子, 三好 真人, 大橋 恵ほか(2022)「地域スポーツ指導者が直面する困難-特別な配慮が必要な子どもへの指導を通して-」『応用心理学研究』47(3), pp.178-189.
- 11) 辻 あゆみ, いたう たけひこ(2023)「発達障害児者の母親の語りからみる本人の人生一元園長との振り返り面接記録のテキストマイニングと質的内容分析」『心理科学』44(1), pp.29-48.
- 12) 塩田 琴美(2022)「障害者のスポーツ参加のもつ意義-多様性のプラットフォームとしての地域スポーツの可能性-」『ヒューマンサービスとコミュニティ-支え合う社会の構想』勁草書房 pp.144-166.
- 13) 渡辺 実(2024)「インクルーシブ教育を旨とする日本の特別支援教育の現状と課題」『人権教育研究』32, pp.53-79.
- 14) 木下 康仁(2007)『ライブ講義 M-GTA 実践的質的研究法-修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチのすべて-』弘文堂
- 15) 佐藤 暢子(2009)「子どもの「運動格差」を生じさせるものは何か?第1回学校外教育活動に関する調査」
https://benesse.jp/berd/berd/center/open/report/kyoikuhi/webreport/pdf/houkoku_01.pdf
- 16) 酒井 純子(2012)「小学校3年生における特別支援児童と周囲児童との関係づくり」『滋賀大学大学院教育学研究科論文集』15, pp.63-73.
- 17) 大橋 恵, 井梅 由美子, 藤後 悦子(2015)「地域スポーツにおける親子の喜びと傷つき-自由記述法による検討」『東京未来大学研究紀要』8, pp.27-37.
- 18) 沼田あや子(2016)「発達障害児の母親の語りのなかに見る家族をつなぐ実践-「葛藤の物語」から「しなやかな実践の物語」へ-」『質的心理学研究』15, pp.142-158.
- 19) 松岡 純子, 玉木 敦子, 初田 真人ほか(2013)「広汎性発達障害児をもつ母親が体験している困難と心理的支援」『日本看護科学会誌』33(2), pp.12-20.
- 20) 岡崎 奈津, 井上 雅彦(2019)「発達障害児・者の祖父母に対する母親の意識と支援ニーズ」『鳥取臨床心理研究』12, pp.3-12.

【 事 例 報 告 】

分業介助で入浴介助を行う際に 求められるマネジメント — 分業介助が持つ時間を短縮するための条件から —

Management Required when Providing Bathing Assistance
with Division of Rabour Assistance
Conditions for Reducing the Time Taken by the Division of Rabour Assistance

森田 裕之
Hiroyuki Morita
中国短期大学
Chugoku Junior College

大野 倫由
Tomoyuki Oono
ノーリフトリハ研究会
Nolift-reha Representative

キーワード

生産性向上 入浴介助 分業介助 マネジメント
Increased productivity / Bathing assistance / Sub-industry Assistants / Management

要 旨

日本における介護分野では深刻な人材不足が問題となり、生産性向上が重要な課題となっている。特に、入浴介助は他の介助に比べ時間がかかり、介助者の負担が大きいとされている。入浴介助を効率化する手段として、全ての利用者に対して複数の介助者の分業による介助（以下、分業介助）が用いられてきた。分業は、特化による技能の集中と習熟を通じて生産性を高めるとされている。しかし、利用者1人の入浴介助時間は、分業介助でもほぼ変わらないという調査があり、分業介助と生産性向上のつながりは不明である。そこで本研究では、先行研究を参考に、入浴介助における分業介助をロールプレイ形式で実施し、分業介助が持つ時間短縮の条件を明らかにし、分業介助で入浴介助を行う際に求められるマネジメントについて考察した。その結果、合計所要時間と経過時間の差が正の値となると、時間短縮効果が確認できることから、同じ時間帯に2人の介助者が別々の利用者に対して介助を行う『介助の同時進行』が条件として示された。次に、分業介助で入浴介助を行う際に求められるマネジメントとして、入浴介助の時間短縮と利用者の安全及び尊厳保持という目標を達成することが必要であり、そのためには、利用者の個別ニーズと介助の同時進行をもとにした介助計画と、待機時間の有

効活用の必要性が示された。本研究は、入浴介助における業務効率の向上や介助者の負担軽減に寄与する。

A serious shortage of human resources is a problem in the care sector in Japan, and improving productivity is an important issue. Bathing assistance takes more time than other types of assistance and places a greater burden on carers. Division of labour has been used to improve the efficiency of bathing assistance by dividing the workload between several carers for all patients (hereinafter referred to as 'division of labour'). Division of labour is believed to increase productivity through concentration and proficiency of skills through specialisation. However, there is research that shows that the time required to assist one patient with bathing remains almost the same even with division of labour assistance, and the link between division of labour assistance and increased productivity is unclear. In this study, we conducted a role-play of the division of labour in bathing assistance with reference to previous studies, clarified the conditions for time reduction with division of labour assistance, and discussed the management required when bathing assistance is carried out with division of labour assistance. As a result, when the difference between the total time required and the elapsed time is a positive value, a time-saving effect can be confirmed, indicating that 'simultaneous assistance', in which two carers aid different users at the same time, is a condition. Next, as management required when bathing assistance is provided by the division of labour, it is necessary to achieve the goals of reducing the time required for bathing assistance and maintaining the safety and dignity of the user, and for this purpose, it was shown that a care plan based on the individual needs of the user and the simultaneous progress of care and the effective use of waiting time are necessary. This study contributes to improving work efficiency and reducing the burden on carers in bathing assistance.

1. 問題と目的

日本の人口はここ数年で減り続けており、特に、生産年齢人口の減少が顕著であり、2040年にかけてその傾向がさらに大きくなることが指摘されている¹⁾。近い将来、高齢化社会のピークを迎え、介護ニーズの急増と多様化に対応する必要がある一方、人口減少社会の到来で生産年齢の介護人材の確保が困難になることが予測されている²⁾。このような状況下で、介護労働者一人あたりの生産性をいかに向上させるかが、介護産業における重要課題となっている。厚生労働省は、介護分野における生産性向上を促進するため、介護産業の生産性向上推進フォーラムの実施や³⁾、生産性向上の先進事例を集めたガイドラインの公表等を通じて、普及

活動を進めている⁴⁾。

厚生労働省は、介護産業の生産性向上の先進事例を集めたガイドラインの中で、生産性向上を質の向上と量的な効率化の2つの視点から捉えている。質の向上は、業務の改善活動を通じて、ケアに直接関係する業務時間の割合増加や内容の充実を意味し、量的な効率化は、業務の質を維持・向上しつつ、作業や業務量（時間）を減らすことを意味している。本研究における生産性向上は、主に作業や業務量（時間）を減らす量的な効率化を指す。

介護老人福祉施設や通所介護等での介助時間についてはさまざまな報告がある。橋本らの調査では、介助者の1勤務帯における入浴介助の担当時間は200分以下が最も多く、次いで201～

300分という結果が示された⁵⁾。また、食事介助にかかる最長時間が33分⁶⁾、排泄介助（日勤帯）の平均時間が110分と報告されている⁷⁾。これらの結果から、入浴介助にかかる時間は他の介助に比べ長いことがわかる。さらに、入浴介助は、介助時間の長さだけでなく、介助者が心身に最も負担を感じていることも報告されており⁸⁾、富岡らは介助者の腰部への負担を明らかにしている⁹⁾。

このように、入浴介助は介助者にとって介助時間が長く、負担が大きい業務であることが指摘されており、入浴介助の時間短縮が介護者の負担軽減につながると考えられる。これまで、入浴介助等の時間短縮を図る方法として、役割分担による流れ作業での分業が行われてきた¹⁰⁾。しかし、通所系サービスにおける入浴介助を対象とした調査では、利用者1人の入浴に対する一連の介助を1人の介助者によって実施する入浴介助（以下、マンツーマン介助）と、全ての利用者に対して複数の介助者の分業による入浴介助（以下、分業介助）にかかる時間はほぼ変わらないことが示されている¹¹⁾。具体的には、通所介護におけるマンツーマン介助の場合、入浴前（脱衣所への移動、脱衣等）にかかる時間が平均7.6分、入浴時間（浴室での洗身、入湯等）が12.7分、入浴後の時間（水分補給、着衣、ホールへの移動等）にかかる時間が9.5分であり、合計で29.8分であった。分業介助の場合、入浴前の時間が平均7.7分、入浴時間が12.4分、入浴後の時間が10.1分であり、合計で30.2分であった。

そもそも分業とは、特化による技能の集中と習熟を通じて生産性を高めるための原動力とされている¹²⁾。入浴介助で言えば、介助者の1人が利用者の洗髪・洗体等浴室での介助を担当し、もう1人が脱衣や着衣等の脱衣所での介助を常に担当することで、技能の集中と習熟につながり、効率的な入浴介助が可能となり、マンツーマン介助よりも時間が短縮されるはずである。しかし、通所系サービスにおける入浴介

助を対象とした調査では、利用者1人にかかる入浴介助の平均時間は、マンツーマン介助の方がやや短いという結果であった。また、太田らの調査では、入浴介助にかかる時間は、熟練者よりも非熟練者の介助時間が短かったことが示されている¹³⁾。その理由として、非熟練者は自分のペースで介助を進めたのに対し、熟練者は利用者のペースに合わせて丁寧に介助を行っていたことを指摘している。

これらのことから、入浴介助における分業介助の持つ時間短縮等の生産性向上効果について、現時点では明確に示された研究は存在していない。また、入浴介助を生産性の視点から論じた先行研究も少なく、特に分業介助が持つ入浴介助の時間を短縮するための条件については明らかにされていない。

大野は、排泄介助において、複数の介助者が複数の福祉機器（スタンディングマシーン）を、別々の利用者に対して同じ時間帯に使用することで、時間短縮効果を得ていることを文字式により明らかにした¹⁴⁾。この研究では、具体的な介助手順を定め、介助にかかる時間を計測し、それらが介助時間短縮に与える影響について、文字式で法則性を導き出すことにより、少数のデータでも因果関係を示すことに成功している。本研究では、大野の研究から得られた知見をもとに、分業介助が持つ入浴介助の時間を短縮するための条件に着目した仮説を立てた。具体的には、「分業介助が持つ入浴介助の時間を短縮するための条件は、同じ時間帯に2人の介助者が、別々の利用者に対して介助を行うこと」という仮説を設定し、ロールプレイ形式で得られた介助時間を通じて検証を行った。

本研究においてロールプレイ形式を採用した背景には、消極的理由と積極的理由がある。まず、消極的理由として、実際の介護現場では利用者の身体的・精神的状態や施設の環境等、多様な変数が介助時間に影響を及ぼす可能性が高く、このような状況下で仮説を直接的に検証するこ

とは非常に困難であることが挙げられる。また、現場実験を実施する場合には、事前の周知な準備が求められるだけでなく、関係者への十分な配慮も必要となり、そのために多大な時間とコストがかかるという現実的な課題がある。一方、積極的理由としては、標準化された条件下で実験を行うことが可能なロールプレイ形式を採用することで、効率的にデータを収集できる点が挙げられる。この方法により、外的要因を最小限に抑えた形で仮説を検証できるため、基礎的なデータを取得する手段として有効であると考えた。本研究では、このような標準化の利点を最大限に活用し、効率的かつ精度の高いデータ収集と仮説の妥当性を確認するため、ロールプレイ形式を採用した。

本研究は、先行研究の知見をもとに、ロールプレイ形式により、分業介助が持つ時間短縮効果の条件を明らかにすることを目的とした。また、得られた結果から、入浴介助に求められるマネジメントの視点について考察する。これにより、入浴介助における業務効率の向上や介助者の負担軽減に寄与できる。

II. 方法

1. 研究対象者

1) 利用者

利用者役として人形2体を使用する(図1・2)。利用者役の人形については、A介護老人福祉施設で暮らす実際の利用者の状態を参照した。利用者a, bともに要介護3、立位一部介助、立位以外の動作は全て全介助であり、介助者1人で介助可能とした。身につけているものは、利用者a, bともに被り式の寝巻、肌着、紙パンツ(ライフリー:リハビリパンツ)、であり、替えの服等も同様とした。



図1 人形1(利用者a)



図2 人形2(利用者b)

2) 介助者

介助者1は共同研究者が担当する。共同研究者はA介護老人福祉施設で機能訓練士として勤務している。性別は男性で、年齢は50代である。業務従事経験は28年で、資格は理学療法士である。

介助者2は研究代表者が担当する。研究代表者はB短期大学で介護福祉士の養成に携わっている。性別は男性で、年齢は40代である。介護業務従事経験は8年で、資格は介護福祉士である。

2. 実験現場

実験会場はB短期大学の入浴介護実習室を、介護施設の入浴場と仮定した(図3)。

3台のカメラで動画を撮影し、各介助にかかる時間の測定を行った。実験開始時間は11時からとした。

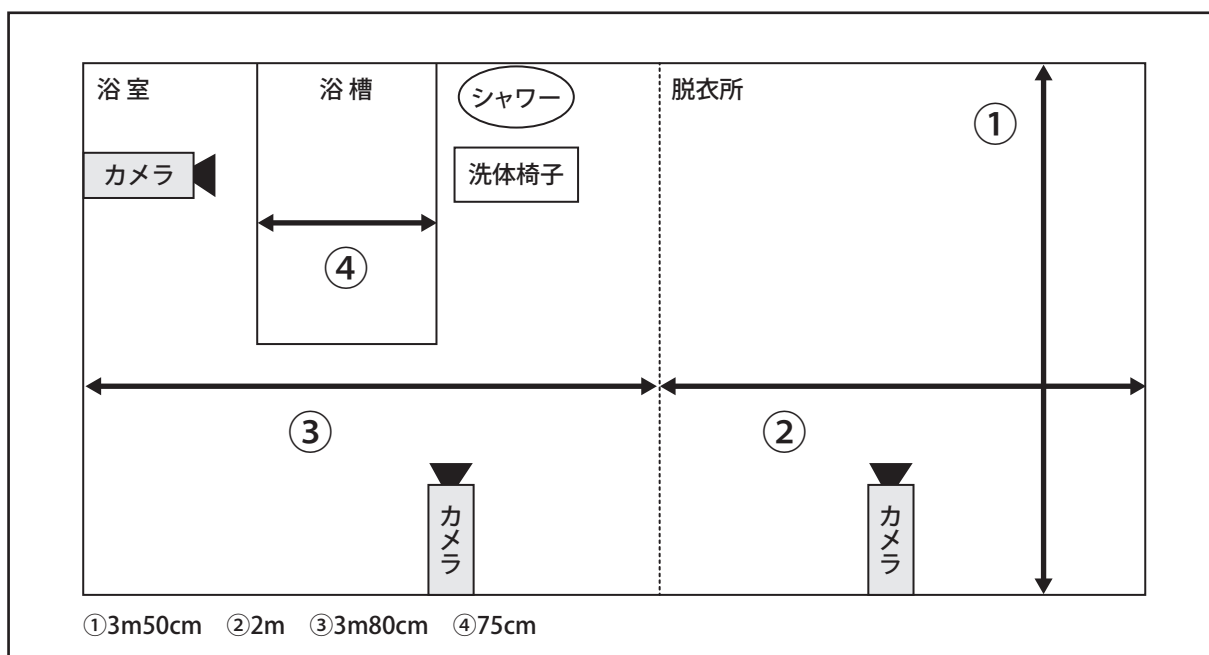


図3 実験会場図

3. 時間の測定及び実験手順

本研究では、分業介助の各介助にかかる時間（以下、所要時間）と、開始から終了までにかかった時間（以下、経過時間）を測定する。入浴介助の手順はA介護老人福祉施設の入浴介助で行われている介助方法を参照した（表1）。なお、入浴介助のロールプレイを行うにあたって、

水や湯は使用していない。また、利用者（役の人形）が浴槽につかる時間は、モデルにしたA介護老人福祉施設の利用者の実際の入浴時間を参考に、利用者aを3分、利用者bを2分とした。介助者1は脱衣所のみ（脱衣所で行う脱衣介助及び着衣介助）を、介助者2は浴室のみ（浴室で行う洗髪・洗体介助等）を担当した。

表1 本研究における入浴介助手順

介助内容	項目	手 順	介助者担当
脱衣介助	1	利用者を脱衣所に移動する。	介助者1
	2	脱衣介助を行う。	
	3	浴室に移動し、洗体椅子に移乗する。	
浴室介助	4	洗髪・洗体介助を行う。	介助者2
	5	洗体椅子から浴槽へ移乗する。	
	6	入浴中は利用者の側で待機する。	
	7	浴槽から洗体椅子へ移乗する。	
着衣介助	8	上り湯をして体を拭く。	介助者1
	9	車椅子に移乗し、脱衣所に移動する。	
	10	着衣介助を行う。	
	11	脱衣所から移動する。	

4. 研究期間

本研究は、2024年9月に実施した。

5. 倫理的配慮

本研究は、特定の個人情報やプライバシーに関わるデータの収集を伴わず、また、被験者が人形であり身体的・心理的負担やリスクがないため、倫理的配慮が必要な研究対象ではない。なお、A介護老人福祉施設及びB短期大学には動画撮影及び論文執筆の許可を得ている。

本研究において、開示すべき利益相反はない。

III. 結果

1. 分業介助の合計所要時間 (それぞれの介助にかかった時間の合計)

利用者aの入浴介助の所要時間の合計は16分57秒であり、利用者bの入浴介助の所要時間の合計は16分34秒であった。そのため、本研究の入浴介助にかかった合計所要時間は33分31秒であった(表2)

表2 分業介助の所要時間

介助内容	項目	手順	利用者a 所要時間	利用者b 所要時間
脱衣介助	1	利用者を脱衣所に移動する。	1分45秒	5秒
	2	脱衣介助を行う。		2分20秒
	3	浴室に移動し、洗体椅子に移乗する。		1分46秒
浴室内介助	4	洗髪・洗体介助を行う。	11分22秒	29秒
	5	洗体椅子から浴槽へ移乗する。		5分27秒
	6	入浴中は利用者の側で待機する。		56秒
	7	浴槽から洗体椅子へ移乗する。		40秒
着衣介助	8	上り湯をして体を拭く。	3分50秒	2分
	9	車椅子に移乗し、脱衣所に移動する。		29秒
	10	着衣介助を行う。		1分40秒
	11	脱衣所から移動する。	5秒	20秒
			利用者a 所要時間合計	利用者b 所要時間合計
			16分57秒	16分34秒
利用者a所要時間合計 + 利用者b所要時間合計 = 合計所要時間 33分31秒				

2. 経過時間

(開始時刻から終了時刻までに経過した時間)

開始時刻が11時00分00秒であり、終了時刻が11時27分21秒であったため、経過時間は27分21秒であった(表3)。

表3 分業介助の経過時間

開始時間	11時00分00秒
終了時間	11時27分21秒
経過時間	27分21秒

3. 分業介助の合計所要時間と経過時間の差

分業介助の合計所要時間と経過時間に差がある理由を明らかにするため、表2を参考に、分業介助の介助者1・2が担当した介助ごとに、所要時間と経過時間をまとめた(表4)。

さらに、表4から大野の研究を参考に¹⁴⁾、介助者と介助にかかる時間についてガントチャート(経過時間を横軸に、介助者を縦軸に配した棒グラフ状の一覧表)を作成した(図4)。

表4 分業介助における介助者1・2の所要時間と経過時間のまとめ

介助者	利用者との介助内容	所要時間	経過時間	
			開始時間	終了時間
介助者1	1-①	1分45秒	11時00分00秒	11時01分45秒
	1-②	2分20秒	11時01分45秒	11時04分05秒
	1-③	3分50秒	11時13分07秒	11時16分57秒
	1-④	4分15秒	11時23分06秒	11時27分21秒
介助者2	2-①	11分22秒	11時01分45秒	11時13分07秒
	2-②	9分59秒	11時13分07秒	11時23分06秒

介助者	分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
介助者1		1-①	1-②	待機時間										1-③	待機時間						1-④								
介助者2		待機時間		2-①										2-②						待機時間									

図4 分業介助のガントチャート

図4のガントチャートから、分業介助は介助者1・2が、3～5分の時間帯と14～17分の時間帯に同時に介助を行っていることがわかる。具体的には、介助者2が利用者aの浴室介助を行っているとき（2-①）、介助者1が利用者bの脱衣介助を行っている（1-②）。また、介助者2が浴室で利用者bの洗体介助等を行っているとき（2-②）、介助者1が脱衣所で利用者aの着衣介助等を行っている（1-③）。このように、2人の

介助者が同じ時間帯に別の利用者に対して介助を行っていることが、分業介助の経過時間と所要時間に差が出た要因と考えられる。

図4のガントチャートから、1-②・1-③の所要時間の合計は6分10秒となる。また、1-①・1-④・2-①・2-②の所要時間を合計すると27分21秒となり、分業介助の経過時間と一致する。さらに、それぞれを足し合わせると33分31秒となり、分業介助の合計所要時間と一致する（表5）。

表5 分業介助における経過時間と所要時間の関係式

介助者	利用者との介助内容	所要時間
介助者1	1-②	2分20秒
	1-③	3分50秒
合計		6分10秒

・・・2-①と重なっている介助時間
 ・・・2-②と重なっている介助時間
 (1) 重なった介助時間の合計

介助者1	1-①	利用者aの脱衣介助	1分45秒
	1-④	利用者bの着衣介助	4分15秒
介助者2	2-①	利用者aの浴室介助	11分22秒
	2-②	利用者bの浴室介助	9分59秒
合計			27分21秒

(2) 経過時間と一致

(1) + (2) = 33分31秒 …… 分業介助の合計所要時間と一致

4. 分業介助が持つ時間を短縮するための条件

分業介助の合計所要時間は、利用者a・bの介助時間の合計であるため、33分31秒であった。経過時間は27分21秒であり、合計所要時間である33分31秒と6分10秒の差がある理由は、介助1-②と2-①、介助1-③と2-②が同じ時間帯に行われているためであった。大野はスタンディングマシン複数台を、同じ時間帯に同時に使用して排泄介助を行うことで、介助にかかる時間が短縮することを示している¹⁴⁾。本研究でも同様に、同じ時間帯に2人の介助者が、別々の利用者に対して介助を行っている（以下、介助の同時進行と呼称する）ことが確認できた（図5）。

また、表5より、合計所要時間（ $t3$ ）は、分業介助による時間短縮効果（ $t1$ ）と経過時間（ $t2$ ）の和として表される（式1）。ここでは、 t は変動数とする。

$$t3 = t1 + t2 \quad (\text{式1})$$

この関係式を代数の基本性質を用いることで、分業介助の時間短縮効果（ $t1$ ）は、合計所要時間（ $t3$ ）から経過時間（ $t2$ ）を差し引いた値

として表すことができる（式2）。

$$t1 = t3 - t2 \quad (\text{式2})$$

式2は、入浴介助において分業介助がどの程度の時間短縮効果をもたらしているかを定量的に評価するための基礎的な指標となる。

これは、介助の同時進行にならない場合のガントチャートと比較することでも示すことができる（図6）。

図6での分業介助による時間短縮効果（ $t1$ ）は、33分31秒（ $t3$ ）-33分31秒（ $t2$ ）=0秒となり、介助の同時進行がない場合は、分業介助による実質的な時間短縮が行われていないことが分かる。そのため、 $0 < t1$ であれば、介助の同時進行が発生していることが示された。

したがって、分業介助において介助の同時進行が行われることで、合計所要時間（ $t3$ ）と経過時間（ $t2$ ）の差である時間短縮効果（ $t1$ ）が正の値（ $0 < t1$ ）となる時、時間短縮効果が確認できることから、分業介助が持つ時間を短縮するための条件は、介助の同時進行であることが示された。

介助者 \ 分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
介助者1	1-①		1-②													1-③												1-④
介助者2	待機時間							2-①															2-②					待機時間

図5 介助の同時進行部分を示したガントチャート

介助者 \ 分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
介助者1	1-①															1-②		1-③					待機時間					1-④
介助者2	待機時間							2-①								待機時間	待機時間						2-②					待機時間

図6 介助の同時進行が行われていない場合のガントチャート

IV. 考 察

結果から、分業介助の時間短縮効果 ($t1$) は、合計所要時間 ($t3$) から経過時間 ($t2$) を差し引いた値で示された。また、分業介助が持つ時間を短縮するための条件は、介助の同時進行であることが示された。なお、前述の通所系サービスにおける入浴介助を対象とした調査では、利用者1人に対するマンツーマン介助と分業介助の平均時間には、ほぼ差が見られなかった。これは、利用者1人のみの介助時間の調査では、介助の同時進行による時間短縮効果が反映されなかったと考えられる。

以上を踏まえ、分業介助で入浴介助を行う際に求められるマネジメントについて考察する。分業介助の時間短縮効果 ($t1$) を高めるためには、介助の同時進行が必要であるため、同じ時間帯に2人の介助者が、別々の利用者に対して介助を行う必要がある。この際、介助間の待機時間が長いと全体の効率が低下し、時間短縮効果が十分に発揮されない可能性があるため、待機時間を短縮する必要がある。本研究では、図7で示した箇所が待機時間となる(図7)。

待機時間の短縮には、本研究における脱衣・着衣介助(1-①と1-④)や入浴内介助(2-①と2-②)の時間を短縮するといった、それぞれの介助にかかる時間を短縮する必要がある。具体的には、脱衣・着衣介助で利用者が着用する服を着脱が行いやすいものに変えることや、利用者が浴槽につかる時間を短くすること等が挙げられる。しかし、入浴介助においては利用者の安全や尊厳に配慮することが優先されるべきであり、個別のニーズや状況に応じた対応が必要

である点も忘れてはならない。三好は、入浴介助における分業が効率を重視するあまり、利用者自身の希望や選択が十分に考慮されない状況が生じる可能性を指摘している¹⁵⁾。また、橋本らは、利用者の生活習慣に応じた安全な入浴介助の必要性を強調しながらも、介助者が負担を感じながら介助を実施する状況は利用者にとっても良い環境とは言えないため、介助者の快適性にも着目した入浴介助体制を検討する必要性も指摘している¹⁶⁾。

したがって、分業介助で入浴介助を行う際に求められるマネジメントとして、入浴介助にかかる時間短縮による介助者の快適性向上と、利用者の安全及び尊厳の保持という2つの目標をバランス良く達成することが求められる。そのためには、①利用者の個別ニーズと介助の同時進行をもとにした介助計画、②待機時間の有効活用が必要であると考えた。

①利用者の個別ニーズと介助の同時進行を考慮した介助計画について、入浴にかかる時間は利用者によって異なるため、個々のペースに応じた時間配分が必要となる。事前に利用者の所要時間を把握し、それに基づいて次の利用者への介助開始のタイミングを計画することで、介助の同時進行を円滑に進めることができる。こうした計画により、利用者の意思を尊重しながら、入浴介助の時間短縮を実現できると考えた。

②待機時間の有効活用について、介助者が待機する時間に、次の利用者の準備や他の補助的業務を行うことで、無駄な時間を減らすことが可能となる。例えば、待機時間中に他の業務(利用者の健康チェックや記録作成等)を行うことで、介助の効率を向上させることが可能と

介助者	分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
介助者1		1-①		1-②		待機時間									1-③		待機時間							1-④					
介助者2		待機時間			2-①									2-②							待機時間								

図7 本研究における待機時間

なる。また、スタンディングマシーンやリフト等、腰痛予防等に効果がある福祉用具を着衣・脱衣介助に導入することが挙げられる。スタンディングマシーンやリフト等は人力による移乗介助よりも、時間がかかるという問題点が指摘されているが¹⁷⁾、利用者の二次障害（表皮裂傷、表皮剥離、内出血等）の予防につながることを報告されている¹⁸⁾。本研究結果では着衣・脱衣介助を行う介助者1の待機時間が長かった。そのため、スタンディングマシーンやリフト等を脱衣所で使用することにより、介助者には腰痛予防、利用者には二次障害の予防等の効果を得られることに加え、脱衣所での待機時間の活用につながることを期待できる。

V. 結語

本研究は、入浴介助における分業介助をロールプレイ形式で行い、介助時間を測定したデータを通じて、分業介助が持つ時間を短縮するための条件を明らかにすることを目的とした。また、得られた結果をから分業介助で入浴介助を行う際に求められるマネジメントについて考察した。

入浴介助の合計所要時間と経過時間の差が正の値となる時、時間短縮効果が確認できることから、分業介助が持つ時間を短縮するための条件として、同じ時間帯に2人の介助者が、別々の利用者に対して介助を行う、介助の同時進行が挙げられた。

次に、分業介助で入浴介助を行う際に求められるマネジメントについては、入浴介助にかかる時間の短縮と利用者の安全及び尊厳保持という2つの目標をバランス良く達成するためのマネジメントの必要性が示唆された。そのためには、①利用者の個別ニーズと介助の同時進行をもとにした介助計画、②待機時間の有効活用が求められることが示された。

本研究はロールプレイによる検証であるため、介助時間等の結果は実際の介護現場で行われる

入浴介助とは異なる可能性がある。今後の課題として、利用者の個別ニーズや介助者の負担を考慮し、生産性向上につながる分業介助を実際の介護現場に適用するためのさらなる研究が必要である。また、生産性向上においては、介助にかかる時間の短縮といった定量的な指標のみに焦点を当てるだけでなく、利用者の満足度や介助の質等、定性的な指標も重視する必要がある。

文献

- 1) 厚生労働省（アクセス2024年9月17日）「我が国の人口について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21481.html
- 2) 厚生労働省（アクセス2024年9月17日）「第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について」
<https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12004000-Shakaiengokyoku-Shakai-Fukushikibanka/0000207318.pdf>
- 3) 厚生労働省（アクセス2024年9月17日）「介護分野における生産性向上推進フォーラム（2021年3月12日実施）」
https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei_forum.html
- 4) 厚生労働省老健局（アクセス2024年9月17日）「介護サービス事業（施設サービス分）における生産性向上に資するガイドライン」
https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/R1_Seisansei_shisetsu_Guide01.pdf
- 5) 橋本智江（2013）「介護保険施設における入浴ケア実施時間帯の実態調査」『日温気物医誌』第76巻2号117-123.
- 6) 川野健治、岡本依子、宇良千秋、ほか（1997）「特別養護老人ホームでの食事介助とその成立要件」『早稲田大学人間科学研究』第10巻第1号 pp.75-86.
- 7) 山下菜穂子、中澤明美（2023）「特別養護老人ホームに勤務する介護職員が実施する排泄ケアの実態と排泄ケア時に抱く感情」『日本ヒューマンケア学会誌』第16巻第1号75-83.
- 8) 小坂淳子、今岡洋二、杉原久仁子、ほか（2008）「介護労働の実態とその継続条件を考える」『大阪健康福祉短期大学紀要』7, 111-123.
- 9) 富岡公子、熊谷信二、小坂博ほか（2006）「特別養護老人ホームにおける介護機器導入の現状に関する調査報告」『産業衛生学雑誌』48 (2), 49-55.
- 10) 壬生尚美（2013）「特別養護老人ホームにおける施設形態に関する実証研究」『関西福祉科学大学紀要』第17号61-77.
- 11) みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社社会政策コンサルティング部（2023）「通所系サービスにおける入浴介助に関する調査研究事業報告書」.
- 12) 篠崎彰彦（2004）「情報通信技術革新のインパクト」『地域経済の再生と公共政策』中央経済社165-185.
- 13) 太田智子、陽玉球、上平宇篤、ほか（2010）「入浴介助

- 動作に与える熟練度の影響」『人間工学会大会講演集』
- 14) 大野倫由 (2019) 「複数台のスタンディングリフト (スカイリフト) 使用によるトイレ介助時間短縮についての報告」『高知県理学療法』26, 71-78.
 - 15) 三好春樹, 金田由美子, 山田穰, ほか (2008) 「新しい介護学生活づくりの入浴ケア」『雲母書房』東京都: 9-44.
 - 16) 橋本智江, 川島和代 (2017) 「介護保険施設における入浴ケア体制の実態調査」『老年医学学会』115-122.
 - 17) 岩切一幸, 高橋正也, 外山みどり ほか (2007) 「高齢者介護施設における介護機器の使用状況とその問題点」『産業衛生学雑誌』49, 12-20.
 - 18) 田上優佳, 有田伸弘, 香川幸次郎 (2018) 「ノーリフティングケアがもたらす利用者への効果の研究」『関西福祉大学研究紀要』21, 89-97.

論文投稿について

『日本社会福祉マネジメント学会誌』（2026年 第6巻）

1) 自由論文投稿について

保育、介護、障害、ICTなど社会福祉を研究領域とした研究

応募締切 2025年9月30日(当日消印有効)

2) 特集論文投稿について

テーマ：社会福祉とマネジメントに関する研究

応募締切 2025年9月30日(当日消印有効)

応募にあたっての注意事項

- 投稿の種類は、「原著」「総説」「事例報告」「紹介」（新規性を有する事項についての情報を提供するもの）に加え、「その他」として前記に該当しない投稿も、原則として受付けるものとします。
- 論文投稿は、自由論文または特集論文において、筆頭者、連名者合わせて1人2編までとします。
ただし、筆頭者で1人2編投稿することはできません。
- ※ 筆頭者1編と連名者1編、あるいは連名者2編で投稿することは差し支えありません。

上記の解釈は次の通りとなります。

【自由論文】 筆頭1編と連名1編、あるいは連名2編で、 合計2編まで投稿可能	または	【特集論文】 筆頭1編と連名1編、あるいは連名2編で、 合計2編まで投稿可能
---	-----	---

- 自由論文と特集論文の両方に応募することはできません。
- 社会福祉の理論の発展、実践に貢献する研究であること。また、研究に使用する言語は日本語であること。
- 査読料および掲載料について
投稿後の査読には査読料が、掲載時には掲載料が別途発生します。
詳しくは、「執筆規程」をご確認ください。
年会費、査読料、掲載料については銀行振込をお願いいたします。
- 応募にあたっては、必ずJASMのホームページ(<https://jasm-society.info/journal/>)をご確認ください。

【 編集委員会 】

- 委員長 中坪 史典 (広島大学大学院)
- 委 員 金井智恵子 (和洋女子大学)
- 木村 拓磨 (東海学園大学)
- 倉盛美穂子 (日本女子体育大学)
- 齋 藤 正典 (相模女子大学)
- 東都ガーボル (相模女子大学)
- 二宮 祐子 (文教大学)
- 矢藤誠慈郎 (和洋女子大学)

(五十音順)

日本社会福祉マネジメント学会誌
Journal of Social Welfare Management
Vol.5 2025年3月31日 発行

編 集 一般社団法人日本社会福祉マネジメント学会
編集委員会

発行責任者 中坪史典

発 行 一般社団法人日本社会福祉マネジメント学会
〒160-0023 東京都新宿区西新宿三丁目3番13号

URL <https://jasm-society.info/>

E-mail otoiwase@jasm-society.info
